

第 2 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会

平成 16 年 2 月 20 日

農 林 水 産 省

午後1時30分 開会

豊田部会長 定刻になりましたので、ただいまから平成15年度第2回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催させていただきます。

前回の部会におきまして、引き続き部会長を拝命しております豊田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は専門委員の方を中心に、初めて果樹部会にご出席いただいた方がいらっしゃいますので、まず初めに委員の皆様につきまして、事務局より紹介させていただきます。

果樹花き課長 果樹花き課長の竹原と申します。本日はよろしくお願ひを申し上げます。委員の先生方をご紹介いたします前に、資料でございますけれども、封筒の中をあけていただきますと資料が入ってございます。この先何か不都合等がございましたら、その都度、事務局にお申し出いただきたいと思います。

資料の2に名簿がございます。紹介をさせていただきます。まず、増田委員でございます。

増田委員 増田でございます。

果樹花き課長 増田委員は坂本委員の後任ということでございます。

続きまして、臨時委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

石川委員でございます。

石川臨時委員 石川でございます、よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 それから、大段委員でございます。

大段臨時委員 大段でございます。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 大段委員は中野委員のご後任ということでございます。

梶浦委員でございます。

梶浦臨時委員 梶浦でございます。

果樹花き課長 木村委員でございます。

木村臨時委員 木村でございます。

果樹花き課長 武井委員でございます。

武井臨時委員 武井でございます。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 中村委員でございます。

中村臨時委員 中村でございます。

果樹花き課長 納口委員でございます。

納口臨時委員 納口でございます。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 畑江委員でございます。

畠江委員でございます。

果樹花き課長 古野委員でございます。

古野臨時委員 よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 本日は臨時委員のうち、小田切委員が所用によりご欠席ということでござります。

続きまして専門委員の皆様方を、また五十音順にご紹介させていただきます。

浅沼委員でございます。

浅沼委員 浅沼でございます。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 岩崎委員でございます。

岩崎委員 岩崎でございます。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 江郷委員でございます。

江郷委員 江郷と申します。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 梶川委員でございます。

梶川委員 よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 桂委員でございます。

桂委員 桂でございます。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 金光委員でございます。

金光委員 金光でございます。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 川端委員でございます。

川端委員 川端です。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 北口委員でございます。

北口委員 よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 小杉委員でございます。

小杉委員 小杉でございます。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 志村委員でございます。

志村委員 志村でございます。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 徳田委員でございます。

徳田委員 徳田でございます。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 内藤委員でございます。

内藤委員 内藤でございます。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 中安委員でございます。

中安委員 中安です。よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 三原委員でございます。

三原委員 三原でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

果樹花き課長 本日は専門委員のうち、岩垣委員、林委員が、所用によりご欠席となっておられます。

以上でございます。

豊田部会長 ご紹介ありがとうございました。お手元に資料2、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会委員等一覧をお配りしておりますが、本日は委員及び臨時委員12名のうち、11名のご出席をいただいておりますので、資料3の27ページ、食料・農業・農村政策審議会令第9条第3項の規定に基づき、本部会が成立していることを確認いたします。

それでは議事に入る前に、本日の果樹部会の開催趣旨を簡単に説明させていただきます。

本日は委員の皆様方におかれまして、ご多忙の中、当部会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

既にご承知かと思いますが、先月より食料・農業・農村政策審議会企画部会におきまして、現行の食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が開始されております。現在本年夏ごろをめどに、中間論点の整理ということで、品目横断的な政策への転換、担い手農地制度の改革、農業環境資源の保全対策の確立の3点を中心に、それぞれの現状と課題について議論が行われております。

また、今後、本年の夏以降におきまして、中間論点を踏まえ、計画の構成、食料自給率目標等の検証、施策全体のあり方等につきまして議論が行われ、年末までに論点整理、平成17年3月に答申という予定になっております。

このような中で、果樹につきましても、果樹農業振興特別措置法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が、果樹農業の振興を図るための基本方針を定めることとなっております。策定に当たりまして、今後当部会における委員の皆様方のご意見を踏まえた上で定められることになっております。

後ほど農林水産大臣から果樹農業の振興を図るための基本方針に関する諮問を受けた後、策定に当たっての進め方等について、ご審議いただくことになっております。

ここで一言だけつけ加えさせていただきますと、今日、消費者の食の安全、安心への期待は

かつてなく高まり、くだもの持つ健康への機能性、高い品質性が改めて注目されています。

また、地域におきましても、急峻な国土環境の保全に果たす果樹農業の多面的機能が評価されております。委員の皆様方には消費者、生産者を初め、多くの方々の合意を形成し、信頼を構築できるような果樹農業の未来を開く基本方針について、活発なご意見を賜りますようお願い申し上げ、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

これから議事を進行させていただきますが、まず初めに、議事の前に、生産局長白須局長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

生産局長　ただいまご紹介いただきました生産局長の白須でございます。お集まりの委員の先生方には果樹の関係はもちろんございますが、農政全般にわたりまして日ごろから大変ご指導いただいております。この場をお借りしまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。本日は亀井農林水産大臣が参りましてごあいさつを申し上げるべきところでございますが、国会の関係の予算委員会がございまして、出席がかないませんで、私は大臣のあいさつを預かってきておりますので、この場で代読をさせていただきたいと思います。

第2回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本日ご出席の委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご参集をいただき、ご審議賜りますことにつきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。健康で充実した国民生活の基礎となる食料の安定供給は、国の基本的な責務であります。農林水産省といしましては、食料・農業・農村基本法を踏まえ、食料自給率の向上を図るとともに、農業の構造改革を進め、農村、漁村の活力を取り戻す取り組みを鋭意進めているところであります。

昨年12月、私は現行の食料・農業・農村基本計画の見直しについて、食料・農業・農村政策審議会に諮問を行いました。その後先月から同企画部会において検討が開始されたところであります。国民の皆様に広く議論に参画いただくとともに、ご理解を得て、平成17年3月までに新たな基本計画を策定すべく、全力で取り組んでいくこととしております。

我が国の果樹農業は日本の農業の中できわめて重要な地位を占め、豊かな食生活、健康の維持増進を図る上で欠くことのできない役割を担っております。農林水産省といしましても、これまで果樹農業の振興のために、各般の政策を講じてきたところでありますが、委員の皆様方を初め、広く国民各層のご意見をお伺いし、より一層スピード感を持って、農政の改革に全力を尽くしてまいる所存であります。

本日は新たな果樹農業の振興を図るための基本方針を定めるに当たり、留意すべき事項についてお詫びをすることとしており、これから約1年間という長期間にわたってご審議をいただくことになります。委員の皆様方におかれましては、次の世代に対してどのような姿の食料・農業・農村を残していくべきかという大きな視点に立ち、我が国の果樹農業の今後の将来像について、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、私のあいさつといたします。

平成16年2月20日、農林水産大臣亀井善之、代読。よろしくお願ひいたします。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回の議事に入る前に、果樹部会委員でありました坂本委員が、ご承知のように6月末に辞任されておりますので、今まで部会長代理の席が空席になっております。このため、改めて部会長代理を決める必要がございます。部会長代理につきましては資料3の25ページの食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項の規定におきまして、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理することとなっております。

ということでございますので、僭越ですが、私から指名させていただきたいと思います。

部会長の代理は増田委員にお願いしたいと思います。

増田委員 よろしくお願ひいたします。

豊田部会長 それでは議事次第に基づきまして、部会の運営につきまして、事務局から説明していただきたいと存じます。よろしくお願いします。

果樹花き課長 それではご説明をさせていただきます。失礼いたしまして、座りまして説明をさせていただきます。

資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。最初の1ページをごらんいただきたいと思います。食料・農業・農村基本法の法律をここに載せてございます。

この法律自身、まさに基本法でございまして、細かい説明は省略をさせていただきますけれども、この中で審議会のことについても触れられております。それが17ページでございます。恐縮ですが、17ページをおあけいただきたいと思います。

こここの第4章第39条というところ以降で審議会の規定がございます。この果樹部会は、この食料・農業・農村基本法に根拠を置いて設置されてるものでございます。

続きまして、同じくちょっとページをめくっていただきたいのですけれども、20ページをおあけいただきたいと思います。これは今の審議会の規則を細かく規定いたしました審議会令でございます。それでまたちょっとめくっていただきまして、22ページまで飛んでいただきたい

と思います。22ページ、6条というところで、審議会に置かれる分科会が規定されております。

分科会はいろいろございますけれども、分科会の1つに、次の23ページでございますけれども、生産分科会が規定をされております。生産分科会の所掌事務としては1つは食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業生産の振興に関する施策にかかるものを審議することということが書かれておりますけれども、もう一つは、幾つかの法律に基づく事項がございますけれども、そのうち、線を引いてあります果樹農業振興特別措置法に規定される審議会の権限に属された事項を処理することということが、ここで規定をされてあるということです。

続きまして、また恐縮でございますが、25ページに行っていただきたいと思います。ここで第7条というのがございます。審議会及び分科会は、その定めるところにより部会を置くことができるということが書かれております。これに基づきまして、果樹部会というのが設置をされてあるということでございます。

それから、また大変恐縮ですけれども、28ページの方にまた行っていただきたいと思いますが、ここは審議会の議事規則ということで、また細部を定めたものでございます。このページの一番左のあたりから書かれてございます第3条、会長は審議会の会議の議長となり、議事を運営するということです。

次のページをおあけいただきたいと思います。29ページでございます。一番右でございます、ここで第2項というところで、会議は公開とする。ただし云々ということで例外規定を設けておりますけれども、そういうことが規定されております。それから第4条、議事録というところがございます。議事録は一般的の閲覧に供するものとする。ただし、云々ということで例外規定が定められております。

したがいまして、基本的には審議会は公開、それから議事録も公開ということになっておりますし、一般的の傍聴も原則認められることになっておりますので、以降よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、恐縮ですが、また飛んでいただきまして、34ページをおあけいただきたいと思います。ここには生産分科会における部会の設置についてということでございます。その第1条に、生産分科会のもとに果樹部会を置くということが規定されております。また、当部会の議事につきましては、34ページの第2条の1項、真ん中ちょっと左あたりでございますけれども、あるいは先ほどのところにも出てまいりましたけれども、果樹部会の決議というが分科会の決議とみなすということになっています。

すみません、30ページに戻っていただきまして、第9条というのがございまして、分科会の決議とございます。分科会の決議は審議会の決議とみなす、こういうことでございますので、めくりまして、部会での決議というのが、審議会の決議ということになってございます。

それから、すみません、いろいろ飛びまして恐縮でございます。31ページをおあけいただきたいと思います。この中で第10条、小委員会という規定がございます。部会長が必要と認める場合は、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員または専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができるということになっておるわけでございます。

次に食料・農業・農村政策審議会は、果樹農業特別措置法により規定された事務を行うということで、先ほどご説明したことございますが、初めての方もいらっしゃいますので、具体的にはどういう事項が審議事項になっておるのかということをご説明させていただきたいと思います。

資料4をおあけいただきたいと思います。資料4、ここに果樹農業特別措置法の抜粋が載つてございます。第2章の第2条におきまして、果樹農業振興基本方針を農林水産大臣が定めることとなっております。

第2条の3項には、規定によりまして、農林水産大臣は果樹農業振興基本方針を定めようとするときには、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならない。まさにこの果樹部会の意見を聞かなければならないということになっておるということでございます。

なお、基本方針の内容につきまして法律的に規定されておりますのは、この第2条の第2項の1から6に掲げられておることでございますけれども、これにつきましては、また後で現在の基本方針がどのようなものかということをご説明する際に、詳しくご説明したいと思っております。

現在の基本方針につきましては、約5年前、平成12年の3月に、当時は果樹農業振興審議会という名前でございましたけれども、そこからご答申をいただいた上、策定されております。原則として5年に1度ずつご議論の上、見直しを行うことになっています。そのところにつきましては、下の方の、法律の施行令の第1条というところで、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定める目標年度までの期間、これは通常10年先を見通すということになっておりますけれども、そういうことで策定をすることになっております。

今回お諮りいたしますのは、まさにこの点でございます。ただ、もう一つ審議会に付託されておる点がございますので、あわせてご説明をさせていただきたいと思います。同じページでございますけれども、第4章第4条の3というところを見ていだきますと、農林水産大臣は

特定果実について、需要の動向及び生産の状況から見て需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、生産または出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体等に対する安定的な生産及び出荷を図るための指針、生産出荷安定指針といいますけれども、これを定めることとなっております。

特定果樹につきましてはその定義といたしまして、このページの一番下のところに政令でうんしゅうみかんというふうに規定されておりますけれども、要するに、需給が著しく均衡を失しましたは失する怖れがあって、またその状態を改善するために、1年を超える相当の期間を要すると見込まれる果樹のものということでございます。具体的に、そういうことでうんしゅうみかんが規定されているわけでございます。

ご存じのとおり、うんしゅうみかんは、おもて年、うら年ということで隔年結果がございます。生産の変動が大きいという特色がありまして、生産量が著しくふえるということになりますと価格が低落してしまうということで、特別の措置をとらなければならないことになっております。果樹農業振興特別措置法では、農林水産大臣がこういった過剰生産にならないようにするための指針を定めるという仕組みになっております。

第3項に、その指針を定める場合は、大臣は食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならぬということになっております。果樹農業特別措置法におきまして、この審議会に議論をいただきます事務は、この大きく2つということでございます。

それから、1点戻させていただきます。恐縮でございます、説明を抜かしてしまいましたけれども、資料3の一番最後の紙をおあけいただきたいと思います。先ほど、審議会の細かい規定を申し上げまして、審議会の構造がどうなってあるのかというのがちょっとおわかりにくかったかなというふうに思っております。ここに全体の審議会の構成が書かれております。一番上が食料・農業・農村政策審議会ということでございまして、その下に企画部会、施策部会、統計部会というのがございますけれども、それ以外に分科会ということで、5つの分科会がございます。真ん中あたりに生産分科会がありまして、その下に果樹部会があると。それ以外にも甘味資源とか畜産とかいうものの部会がある。そういうような構造になってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

豊田部会長 ただいま当部会の審議事項、審議及び議事録の公開並びに果樹農業振興特別措置法により規定された事務等につきまして説明がありましたが、ここまでで何かご質問がありましたらお願いいいたします。

よろしいですか。それではまた何かございましたら、後でさかのぼっていただいてももちろ

ん結構でございます。

それでは、果樹農業振興基本方針につきまして、ご審議いただきたいと思います。これは今ご説明のありました果樹農業振興特別措置法第2条第3項に基づき、果樹農業の振興を図るための基本方針を定めるに当たりまして、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して諮詢を受けております。

この諮詢事項につきましては、審議会のハ木会長、生産分科会の生源寺会長より、果樹部会において答申を決定するよう指示をいただいております。今後ご審議いただき、最終的には農林水産大臣あてに審議会長名で答申を行うこととなります。

それでは諮詢文書の朗読及び諮詢事項についてお願いしたいと思います。

大臣官房審議官 それでは諮詢文をお渡しするということで朗読させていただきます。平成16年2月20日、15生産第7073号、食料・農業・農村政策審議会会長殿、農林水産大臣亀井善之、諮詢、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき果樹農業の振興を図るための基本方針を定めるに当たり、留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願ひいたします。

豊田部会長 それではよろしくお願ひします。

果樹花き課長 では、続きまして、諮詢事項でございます果樹農業振興基本方針につきましてご説明をさせていただきます。先ほど、果樹農業振興特別措置法における位置づけにつきまして説明させていただきましたので、資料6をごらんいただきたいと思います。これは現行の果樹農業振興基本方針でございます。

現在のものがどういうものかというのをざっとごらんいただくことが一番基本方針の中身をご理解いただくのによろしいかなと思いまして、はしょりますけれどもご説明をさせていただきたいと思います。

第1は果樹農業の振興に関する基本的な事項ということで掲げられております。要点だけ申しますと、果樹は国民に豊かで潤いのある食生活をもたらす、健康に欠かせないものであるということで、機能性成分の重要な供給源となっているということが、一番最初にうたわれております。一方、果樹農業ということにつきましては、いろいろその省力化ですとか機械化の立ち遅れ、あるいはその担い家の減少ということ、さらには輸入の増加というような中で、最近、生産が減少傾向にあるとともに耕作放棄地も増加しているということでございます。

そういうことで、消費者ニーズの動向に即した国内果実の生産の維持拡大を図り、それを支

える果樹園経営や、果樹産地の持続的発展に資するために、いろいろやっていきましょうということが前段の文章でうたわれております。

具体的には 1 といたしまして、国産果実の需要の維持・増大というのを一番目に掲げてあります。ポイントはまさに果実又は果実製品を取り入れた食生活を定着しようということが最初に掲げられております。

次のページをごらんいただきたいと思います。2 ページ目でございます。基本事項で 2 番目のポイントは、需要動向に即した国内生産の維持・増大ということで、生産面について掲げられております。ポイントを申しますと、食べやすい果実や値頃感のある果実など、消費者ニーズにきめ細かく対応した果実の生産の推進を図る必要があるということをここで述べてあります。

3 番目は果樹農業の産地体制の再編・強化ということで、果樹はやはりその産地というのが 1 つのベースになるものですから、産地の再編・強化をうたっております。ポイントを申し上げますと、果樹産地の再編・強化を推進するということで、省力・低コスト化技術の導入を一貫的に推進していきましょうと。あるいは多様な担い手の育成確保というのを図っていきましょうというようなことが、この中のポイントとしてうたわれております。

さらに次のページをごらんいただきたいと思いますけれども、一番最後のくだりで、環境に配慮した果樹農業の確立・普及というのも重要であるということが記述されております。

次に第 2 といたしまして、果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標、要するに目標についてここで述べられております。最初はその目標を実現するための留意点ということで第 2 パラグラフから書かれてございます。輸入品に対し、品質面で優位性を発揮できる果実の生産・流通体制を確立し、需要動向に即した生産の展開を図るということが必要だということで、規模の拡大、省力化、目標としまして労働時間を約 1 割程度減少していきましょう、あるいはその低コスト化の実現というようなことですとか、栽培が容易で品質の優れた品種の導入、例えば、りんごの高品質品種の導入割合を 1 割程度としましょう、あるいは選果の高度化ということで、例えばうんしゅうみかんの光センサー、ご存じかと思います、糖度もわかるような選果機でございますけれども、こういうものの導入割合を 3 割程度まで持っていくましょうと。

そういうような課題を解決した上で、以下のような生産努力目標を行っていきましょうということで、果樹の樹種ごとに策定されています。それが、次の 4 ページをおあけいただきたいと思いますけれども、果樹の種類ごとに国内消費仕向量、国内生産量、栽培面積それぞれ当時

でございますので、10年先を見通したということで平成22年の姿ということで展望をしてあるところでございます。

次に5ページをおあけいただきたいと思います。栽培に適する自然条件に関する基準ということで、果樹の場合は非常に自然条件に左右されるという特性がございますので、果樹の栽培に適する地域につきまして基準を定めております。具体的な内容は次の6ページをおあけいただきたいと思います。ここに果樹の種類ごとにそういう基準というのが、主に気象面を中心に掲げられてあるということでございます。

次に7ページをおあけいただきたいと思います。近代的な果樹園経営の基本指標ということでございます。目標とすべき10アール当たりの生産量、それから労働時間、それから機械の適正利用規模というのを定めております。具体的にはその次のページをおあけいただきたいと思います。ここに果樹の種類ごとに、その表の一覧が載せてございます。摘要というところでは、こういうそれぞれのものにつきましての根拠、条件というのが記載されております。

次のページをおあけいただきたいと思います。9ページでございます。効率的かつ安定的な果樹園経営の指標という形で載せられてございます。これはいわゆる経営展望という言葉もございますけれども、まさにその果樹版ということでございます。効率的かつ安定的な農業経営、この定義でございますけれども、括弧に書かれております。主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色のない水準の生涯所得を確保し得る果樹園経営、こういうものについて、具体的なその姿というのを主な経営類型別に分けて記載しております。それが具体的には次の10ページでございます。すべての樹種ではございませんけれども、主な樹種につきましてその姿を示しております。若干ご紹介いたしますと、例えば上方のところには、望ましい経営規模ということで掲げられております。それから単収、10アール当たり労働時間云々とありますけれども、最後の一一番下の欄に、そういうことで経営をいたしました際の主たる従事者1人当たり所得というのが、この5年前の試算でそれぞれ950万円以下でございますけれども、そういうものが指標として掲げられております。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。11ページは果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項ということで、いろいろ掲げられております。流通と果実の加工に分かれて掲げております。ここはちょっと省略をさせていただきます。

最後に、その他必要な事項ということでございますけれども、前回現行の基本計画では、第1点といいたしまして、優良品種の育成及び革新的な技術開発の促進という品質開発技術の問題をまず第1点目に掲げてございます。それから、最後の12ページをおあけいただきたいと思ひ

ます。2番目といたしまして、果樹生産を通じた多面的機能の発揮ということが掲げられております。3番目に輸出の促進ということでございます。

以上が現在の基本計画のご説明でございます。

豊田部会長 ただいま現在の基本方針の内容につきましてご説明いただきました。

本日の部会におきまして、委員の皆様でご議論していただく重要な事項としまして、果樹農業振興基本方針の策定をいかに進めるか、策定に当たっての進め方の問題がございます。検討に際しまして、具体的にどのような検討課題なり、検討方向を掲げた上で、どのようなプロセスを踏んで取りまとめることが得策なのかということについて、まずご相談したいと考えております。

私としましては、果樹農業振興基本方針の検討に当たりまして、1つは生産から消費まで広域かつ専門的な見地での検証をある程度取りまとめた上での本格的な議論が必要であること。さらに加えて、前回の基本方針の検討におきまして、果樹部会に2つの作業部会を設置して、それぞれ議論した上で検討した経緯があること等を踏まえまして、事務局ともあらかじめご相談した結果、先ほど事務局より説明のありました、またいろいろ前後いたしますけれども、この資料3の31ページに、食料・農業・農村政策審議会議事規則第10条に、部会長が必要と認められる場合として、果樹部会に専門委員によって構成する基本方針の策定に向けて調査審議を行う小委員会を設置した上で検討していくこととし、資料7、小委員会の設置ということがございますので、そういうことを第10条に示してございます。小委員会に付託し、調査審議させることができるというのが、この第10条の規定になっております。また具体的な検討につきましては、お手元の資料9に、果樹農業振興基本方針についての検討イメージ案というのがございます。つまりこのような形で今の第10条の2つの小委員会を設置し、そこにおきまして、これらの事項についてご審議、ご議論していただく、こういう形を想定させていただいております。

加えて、小委員会の設置根拠となる規定につきましては、ちょっと長いんですけれども、資料8でございますが、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会における果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興基本方針の策定に関する小委員会の設置についてによりお諮りしたいと考えております。

そのようなことでございますので、以上の資料8及び資料9について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

果樹花き課長 それでは、資料8につきましてご説明をいたします。タイトルが非常に長うございますので、タイトルは部会長にお読みいただきましたものですから省略をさせていただ

きます。

第1条というところで、これも読み上げさせていただきます。食料・農業・農村政策審議会議事規則第10条に基づき、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会（以下果樹部会という。）に、専門委員からなる果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興基本方針の策定に関する小委員会として、果樹農業振興基本方針に掲げる事項のうち、果樹の栽培及び果樹園の経営等に関する事項については、産地・経営小委員会、それ以外の事項については需給小委員会を置き、調査審議させるということでございます。

第2条は、以下、進め方について掲げてあります。小委員会の会議は部会長が招集する。小委員会に小委員長を置き、部会長の指名によってこれを定める。小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。小委員会の会議は、公開とする。小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。最後に、小委員会の議事録は、公表とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合は、小委員長は、議事録に代えて議事要旨とすることができます。こういう案をご用意したということでございます。

それから、これはちょっと無味乾燥な文章でございますが、具体的に、では、どういう検討のイメージかということで、先ほど部会長のご説明がございましたけれども、資料9をあおけいただきたいと思います。先ほど、左の方、現行の基本方針の項目ということで、中身につきまして、はしまいましたけれどもご説明をしたところでございます。

今回右の方でございますけれども、今回の審議につきましては、昨今の情勢から考えまして、現在の基本方針の項目に加えて幾つかの点を足し合わせて、総合的な検討をしていただく必要があるのではないかというふうに考えております。

具体的には、先ほどの需給小委員会は、果実・果実加工品の消費等の実態と検証（流通・加工を含む）ということで、そこに掲げてあります1から4。1番目は、需給・生産の実態を踏まえた的確な需給見通し。2番目が国産果実及び果実加工品の消費拡大の今後の方向。3番目が流通の今後の方向、合理化、輸出促進も含むということでございます。4番目が加工対策の今後の方向、加工の場合は合理化という問題がありますので、それも含むというふうに掲げてございます。

それから、2つ目の産地・経営小委員会でございますけれども、これはまさに果樹の生産・経営等の実態と検証を踏まえまして、1から4を掲げてございます。1番目は果樹の生産、それから経営対策の今後の方向、これは先ほど申しましたとおり、果樹というのにはやはり産地というのが重要でございますので、産地体制の問題も含めてご検討ということでございます。2

番目が果実の需給調整対策の今後の方向。3番目が果樹栽培に適する自然条件に関する基準の作成、これは従来どおりやっているものでございます。4番目は近代的な果樹園経営の基本的指標の作成、これも従来やっているものです。

以上でございます。

豊田部会長 今ご説明ございましたように、果樹農業振興基本方針の検討の形あるいはプロセスということを、以上のようなフレームで行っていきたいということでございます。特にご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

特にないようでございますが、この資料9の産地・経営小委員会の2に、果実の需給調整対策の今後の方向という言葉がございまして、これが1の小委員会の需給と重なってあるような印象を受けますが、実はこの需給調整対策というのは、昨今始まりました経営安定対策のことですでございますので、市場価格の変動を調整する支払制度ということでございますので、産地・経営小委員会の方の課題として、2番目に位置づけられているという点でございます。

特に異存はないようでございますので、2つの小委員会を設置することとし、この規定に基づき小委員会における調査審議の上、果樹部会に報告されることいたします。

それでは次に、事務局より検討の土台となる資料10、果樹農業の現状と課題、さらにそれを踏まえた資料11、果樹農業振興基本方針策定に当たっての検討項目につきまして、ご説明をお願いいたします。

果樹花き課長 それでは説明をさせていただきます。資料は10でございます、ちょっと分厚いものでございます。若干時間をいただきましてご説明をさせていただきたいと思います。

テーブルの上に、青森県産のりんごの100%ストレートジュースというのが乗っかっております。この資料の中にも出ておりますので、ご賞味いただきたいと思います。なお、休憩をとりました後は、みかんのジュースも出てまいりますので。

それではちょっと若干長く説明をいたします。まず、目次をごらんいただきたいと思います。どういうふうな内容でご説明するか、若干最初に説明いたします。

最初は果実及び果実加工品の需給動向、これは客観的な状況につきましてご説明をします。それから2番目が、消費の構造の現状と課題。現状を言いまして、課題というのはここから以降すべて共通するところでございますけれども、我々事務局としまして、現段階で考えておる課題ということでございます。決してこの課題に則して議論をいただくということではございません。参考にしていただくために事務局として考えております課題ということでございます。それから3番目が生産構造の現状と課題でございます。4番目が、先ほど部会長におっしゃっ

ていただきましたが、現在、需給調整を行いながら経営安定対策をやっておるというセットで対策を行っておりますので、この現状と課題について述べております。5番目が流通の現状と課題、6番目が加工の現状と課題という構成になってございます。

では、早速1ページ目から順を追って説明をさせていただきます。まず、果実及び果実加工品の需給動向、全体の需給ということでございます。に総需要量は、加工品の需要の増加により増加傾向にありましたけれども、近年は800ないし900万トンで推移しております。右の方に2つのグラフがございます。上の方は生鮮と加工を分けたものでございます。下の方は輸入品と国産品を分けて書いたものでございます。下の方の折れ線グラフがございますけれども、これは自給率を示したものでございます。

左の方に戻りまして2でございますけれども、国内の生産量につきましては、輸入の増加の傾向から減少で推移しております。近年は400万トン前後というような形になっております。

3番目でございますけれども、総需要量のうち約6割が生鮮用ということでございます。生鮮用のうち、国産品の割合は7割ということになってございます。これは上方のグラフでお読み取りいただけるかと思います。

それから自給率でございますけれども、先ほどの国内生産量が400万程度でとどまっているという中で、果汁を中心とする輸入が増加しておるということでございまして、低下傾向にありましたけれども、近年は45%に近い数字で横ばいになっているという状況でございます。

次のページをおあけいただきたいと思います。再度自給率のことをもう少し分析をしてございます。自給率を長いスパンで見ております。右上のグラフでございます。全体の自給率と、国産生鮮の自給率、それから国産加工の自給率ということで、分けてございます。63年の日米合意でオレンジ等の輸入自由化が行われて以降、特に輸入加工品の増加ということで、国産加工品の自給率の低下というのが最近著しくなってきておるということでございますけれども、全体的には総じて横ばいの状況になっているということが読み取れるかと思います。

それから下の方は輸入の動向を示しております。果実加工品の輸入量というのは増加傾向にございます。輸入生鮮果実につきましては、近年わずかに増加傾向ということで推移をしておるということがお読み取りいただけるかと思います。

次のページをおあけいただきたいと思います。これは国内の生産の状況を示してございます。平成元年までは大体500万トンを超えておるという状況でございましたけれども、近年は400万トン前後で推移をしておるということでございます。

品目別に見ますと上位の6品目、ももまでございますけれども、これで全体の8割を占め

ているというような状況でございます。かんきつということでまとめてみると、これは米印でございますけれども、これを足し合わせますと約4割ということでございます。品目別の特徴を見てみると、なつみかんとかはっさくというのは一貫して減少しております。りんごは近年横ばいの状況でございます。なし、かき、ぶどう、ももは現象割合は小さくなっていますけれども、引き続き減少しているということでございます。うめなどは増加傾向ありましたけれども、最近は若干減少傾向であります。

総じて減少または横ばいというものが多いわけですけれども、一方で不知火ですとか、これは商標名はでこぽんと称しておりますが、あるいは西洋なしですとか、清見ですとか、おうとうとかというものにつきましては増加傾向にあるということでございます。

以上がくだものの需給の大まかな姿でございました。

次のページをあけていただきたいと思います。今度は消費の構造の現状と課題ということで、まずは消費の動向につきまして示しております。右のグラフをごらんいただきますと、近年の1人当たりの年間の消費量というのが、これは食料需給表、農林水産省でつくってあります統計でございますけれども、約40キログラム程度ということになってございます。

ただ、これは世界的に見ますと、この水準というのは大変低い、下から数えた方が早いぐらいの非常に低い水準であるということでございます。それから下のグラフでございますけれども、1日1人当たりの摂取量の平均を示しておりますが、全体では124.3グラムということになっております。ただ、非常に年齢階層別に際立った特徴がございます。高年齢層では非常に高い摂取量がある一方で、いわゆる20代から40代の働き盛りの階層というのが非常に少ないとということで、くだもの離れというのが見られるという状況でございます。

次のページをあけていただきたいと思います。ここに今くだものを購入しないということが1つの大きな問題になっておるわけでございます。くだものの消費動向に関する緊急調査という、あるいはその食品のモニターに関する調査、いろいろなことでアンケート調査を行っております。購入しない理由についてということで見てみると、高い、あるいは食べるのが面倒、あるいは家族が食べないというような理由が挙げられております。

特に20代から30代の若年層で見てみると、食べるのが面倒という答えが非常に多くということになっております。簡便化志向がうかがえるとも言えるかと思います。

でございますけれども、果実の購入に際して参考にしたい情報ということで聞いておりますけれども、これは収穫日ですか栽培方法というものを挙げる方が多いと。それからまたくだものの購入量がふえるための取り組みとしては、新鮮な地場産のくだものの供給ですとか、

価格の低下、それから味にはらつきのないくだものの供給というようなことを答える人が多いという。これはアンケート調査の結果でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。ところで、特に生鮮のくだものにつきましては、やはりいろいろ競合関係がございます。そこで、どういうものを競合品として考えているのかというこれもモニターに対するアンケートでございますが、ゼリー、プリン、あるいは洋菓子、ヨーグルト、果実飲料を挙げております。これは生鮮のくだものに対する調査ということであります。

それから に掲げてありますけれども、以上とりあえず、私どもが持っております資料を提供いたしましたけれども、やはりこの消費の問題につきましては、今後さらにいろいろ検証をする必要があるのではないかというふうに思っております。

例えば、消費者が要するに国産を嗜好するのか、輸入品を嗜好するのか、あるいはその生鮮を嗜好するのか、加工品を嗜好するのか、いろいろな角度から分析をした上で、今後のその検討に資することが重要ではないかなというふうに考えておるところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。今度は消費の拡大の現在行っております対策について、ご説明をさせていただきたいと思います。「毎日くだもの 200g 運動」という形で現在進めています。くだものの摂取と健康のかかわりというのが重視されておりまして、食生活指針ですとか、あるいは厚生労働省がつくりました健康日本21においても、健康的な食生活のために必要不可欠な品目ということで、くだものが位置づけられておるということでございます。

そういうことで、運動といたしまして、専門家からなります全国協議会を開催しております、くだものの健康機能性につきまして普及・啓発を行うということで、「毎日くだもの 200g 運動」、1日 200グラムを食べましょうということを平成13年度から全国的に展開をしているというところでございます。 200グラム運動の 200の根拠でございますけれども、ウで掲げてございますが、第6次の日本人の栄養所要量の活用という当時の厚生省のもので、国民1人当たりのくだものの摂取目標量 150グラムというふうに定めています。これは 150グラムは可食分でございますので、いろいろ皮ですとか種ですとかいうものがございますので、消費者のわかりやすさというような観点から 200グラムというような形で運動を展開をしてあるということでございます。

具体的に申しますと、下に掲げてありますように、例えば、みかんでいいますと2個というようなのが、1日の目標としましょうということでございます。なお、この右の方にくだもの

の健康機能性につきまして、私どもが常々示しておりますようなことが掲げてありますのでご参考をいただければと思います。

次のページをごらんいただきたいと思います。具体的にどのような取り組みを行ってあるのかということでございますけれども、いろいろなメディアですとか、あるいは小売店の店頭ですとか、あるいは教育の現場とかというようなところで様々な活動をしております。具体的には、右の方に掲げてございますけれども、いろいろCM等、あるいは雑誌とかというようなことでも活用しておりますし、あるいは店頭での販売促進活動と連携をしながら活動しておったり、あるいはシンポジウム、講演会というものにつきましても、積極的にやってあるところでございます。

それから右に掲げてありますが、平成15年度からはこういう国だけでの取り組みではなくて、やはり県段階でもこういう取り組みを積極的に進める必要があろうということで、特に県の場合ですと、学校給食との連携というのが非常に重要であり、なおかつやりやすいというような観点から、そういうものを中心に県版の運動というのも展開しております。現在では15県においてやっておるという状況でございます。

それから運動の多様な展開というものの1つといたしまして、特に小学生に対する普及・啓発というのをやっておるところでございます。右の方にその事例が載ってございますけれども、首都圏あるいは東北地方、延べで1,800校に、高学年用の副読本の形でみかんに関する副読本を提供しております。みかんとともに送るということで、実際にその勉強をしてもらって、後でその副読本の感想文を書いてもらってそのコンクールもしたりしているということをやっております。

それから左の方に戻りますけれども、くだものと野菜というのが一体的にその消費拡大というのも必要であるということで、その連携活動による協議会というのも進めておるということです。

以上が消費の拡大に関する現状の取り組みということでご説明いたしました。次に9ページに移らせていただきたいと思います。

ちょっとここは内容が別の観点でございます。先ほどご説明をいたしました現行の果樹農業振興基本方針に述べられております平成22年度における望ましい食料の姿、あるいはその生産努力目標が食料・農業・農村基本計画にも定められておりますし、同じものが果樹農業振興基本方針にも定められておりますけれども、現行の基本計画の概要につきまして、まず示しております。

くだものにつきましては消費がほぼ横ばいと見込む中で、以下によりその輸入品に対し、品質面で優位性を発揮できる果実の生産流通体制を確立して、需要に対応した国内生産の振興を図るということで、現在の基本計画の数値というのが定められておるということで、右の方に具体的な数値ということでお示しをしております。

ただ、消費については横ばいと見込むということですけれども、生産の方につきましては意欲的な目標というのが前回は設定されたということです。その条件といたしまして、先ほども一部紹介をいたしましたけれども、生産努力目標を達成するための課題ということで、担い手への規模拡大ですとか、省力化ですとか、あるいは新品種の導入ですとか、選果の高度化ですか、そういうものを図った上で生産努力目標ということで、右の下の方に掲げてあります目標が設定されたということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。その目標が現在どのようになっておるのかということでお示しをしております。右の方のグラフ上下、上の方が国内の消費仕向量でございます。実線は最近までの実数を入れております。それから当時策定しました22年の目標値が掲げられております。下は生産に関するものでございます。消費につきましては、輸入果汁を中心とする加工品の消費量というのが増加しているというようなことで、全体からいきますとその当初の見越したものよりも増加傾向で推移しておるというようなことであろうかなというふうに思っております。

一方、国内生産の方でございますけれども、国産果樹の生産を拡大する上で、非常に意欲的な目標を掲げたわけなんですけれども、生産農家の減少ですとか、あるいはその高齢化ですか、あるいはその輸入品に押されるというようなことで、最近ではその品目によっては需要の減退、価格の低下というのが大きくなっています。そのようなことから、作付面積が減少しております、これに伴いまして、全体としましては生産量が減少傾向で推移しているというのが残念ながら現在の姿ということでございます。

次の11ページをごらんいただきたいと思います。以上、まとめまして課題ということで、先ほど申しましたとおり、私どもが考えております消費等に関する課題につきましてまとめております。

でございますけれども、果実の消費が横ばいというように見込む中で、需要に対応した国産果実の生産振興を図ることを今まで課題としておりました。しかし、この間、国産果実の生産というのは減少傾向で推移しております、国産の消費仕向量の全体というのは、微増傾向というような状況にあります。

このような最近の消費構造につきまして、先ほども一部ご紹介いたしましたけれども、もっともっと分析をいたしまして、将来の需要見通しを行います際の検討というのを、しっかりその現在の消費の構造というのを分析した上でやる必要があるのではないかというふうに考えております。

でございますけれども、先ほど果実の競合ということでご説明をいたしましたけれども、いろいろゼリーとかプリンとか洋菓子とか、いろいろなものが多岐にわたって存在しています。このような状況の中で、国産としましてはその生鮮果実を中心とする需要の拡大ということが必要なのかと思っております。その際に、くだもの離れが若年層で進んでいるという現状を踏まえますと、健康とくだものでとか、あるいはその美容とくだものでとか、あるいはスポーツとくだものでとか、いわゆるそのくだもの多様な機能性に関する情報を発信をしながら、先ほどの「くだもの 200g 運動」を推進する中で、世代別に効果的に需要拡大を図る必要があるのではないかというふうなことを課題として考えております。2つ目はやはり、ニーズがありますとおり、手ごろな価格で高品質な果実あるいは食べやすさというようなことを言わせておりますので、そういう果実をいかに供給していくのかということも課題になろうかと思います。それから、安全・安心ということで、そういうものですとか、あるいは地場産の果実という話も先ほどございましたけれども、そういうものの供給についても考えていかなければならぬ。最後に、特に小・中学生等に対する食育を通じましたくだもの摂取の重要性の啓発、習慣づけというのが、非常に大きなポイントにならうかと思っております。特に今的小・中学生がそれなりに摂取量はございますけれども、20代、30代になってくだものを食べなくなってしまっては困るということでございますので、こういう世代に対しまして、食育による普及啓発というのが重要なというように考えております。

以上がこの項におきます検討すべき課題ではなかろうかなというふうに考えております。

続きまして、次のページをおあけいただきたいと思います。生産の構造につきまして、現状と課題をご説明いたします。まずは農業全体における果樹農業の位置づけということで掲げてございます。農業全体、総農家数それぞれ平成2年と比べて平成12年を見てみると、全体的にも減少しておりますけれども、果樹の栽培農家数も53万戸から40万戸という形で減少しております。平成12年では総販売農家数の全体では17%を果樹農業が占めておるという状況でございます。

耕地面積でございますけれども、これも平成2年が全体で 524万ヘクタールという中で、全体でも減少しておりますけれども、果樹の栽培面積も、平成2年の35万ヘクタールから28万ヘ

クタールという形で減少しております。平成14年では全耕地面積の 5.8%を占めているという状況でございます。

同じく最後に、農業の総産出額でございますけれども、全体が減つてある中で、果樹につきましては平成 2 年に約 1 兆円から、最新14年では 7,000億円という形で、残念ながら減少してあるということでございます。全体に占める約 8 %が果樹というのが最近の姿ということでございます。

次のページをおあけいただきたいと思います。以降は果樹だけのことにつきまして掲げてございます。最初に生産量、栽培面積の推移でございます。果樹の栽培面積は一番ピークが昭和49年の44万ヘクタールでございました。その後一貫して減少しております。平成14年では28万ヘクタールということになっております。生産量につきましても、年次間の変動はございますけれども、減少しておるということでございます。

もちろんこの中では一番大きいものは、うんしゅうみかんの減少ということでございます。品目別に見ますと、みかんということでは平成14年には 5 万 8,400ヘクタールということでございます。ピーク時は約17万ヘクタールあったものが、約 6 万ヘクタール弱ということでございます。ただ、隔年結果、先ほど申しましたとおり、みかんはそういう性格を持っておりますけれども、後でご説明いたします13年度から実施しております需給調整対策などの成果もございまして、最近は変動幅は抑制されつつあるということはあろうかと思います。

りんごにつきましては近年栽培面積が減少しております。平成14年度では 4 万 5,000ヘクタールとなっております。生産量は90万トンの水準で推移をしておるということでございます。その他の品目につきましても総じて減少しているものの、先ほども出てまいりましたが、おうとう、西洋なし等一部の品目では増加しておるということでございます。増加してあるものの主なものにつきまして、右下の方に表で示してございます。

次のページをおあけいただきたいと思います。果樹農家の動向ということでございます。これは主には平成 2 年から平成 7 年にかけまして、全体で 3 万 7,000戸栽培農家数が減少しておりますけれども、平成 7 年から12年にかけましては、9 万 1,000戸と減少割合が高まってきておるということです。特に主業農家の減少が 4 万 7,000戸あったということで、大きな割合を占めているという残念な状況でございます。主業農家というのを最近、農林水産省ではよく使いますけれども、主業農家とは農業所得が主で、要するに50%以上が農業所得であって、65歳未満の農業従事者で60日以上の方がいる農家というのが主業農家の定義というふうになっております。

それから先ほどの農業従事者でございますけれども、60歳以上の従事者の割合というのが、昭和60年の30%から、平成12年には50%近くまで増加しているという高齢化の状況でございます。 でございますけれども、年齢別に見てみると、60歳以上の経営者の割合というのが、全体で5割以上を占めておるということで、高齢化が進展している状況でございます。右の真ん中のグラフをごらんいただきたいと思います。

産地の核となります認定農業者という制度がございます。これから担い手となる農業者を国が認定するという制度でございます。果樹農家が減少している中で、認定農業者の果樹というのは増加傾向にあるということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。経営の動向についてお示ししております。果樹農家の平均全体では、農業粗収益といたしましては 580万ないし 640万ということでございますが、所得ということになると 240万ないし 290万と、これは年によって振れるということでございます。

みかんの場合はここに掲げたとおり、粗収益が 490万から 570万に対しまして、所得となりますと 170万から 230万ということでございます。りんごにつきましても、 に掲げておりますけれども、ほぼ同様な数字ということでございます。

このように果樹農業につきましては、生産の変動とか気象条件の影響による年次間変動というのは結構ございます。そういうことで不安定な経営となる場合が多いわけなので、安定的な経営と効率的な経営による収支の向上を図ることが重要であるというふうなことで考えております。

なお、右の方に掲げております、それから先ほど申し上げました数字でございますけれども、基本は果樹栽培面積が1ヘクタール以上の農家を対象といたしました数字であるということでございます。お断りしておきます。

次の16ページをごらんいただきたいと思います。規模拡大の動向ということでございます。これはやはり果樹につきましては、依然としてその小規模の農家の数というのが大宗を占めています。しかしながら、最近では小規模農家層が減少しております、1ヘクタール以上の規模層が増加するという動きが見えております。

それから、特に主業農家、先ほどの定義でございますけれども、そういうことで見てみると、1ヘクタール以下の規模層というのが減少して、1.5ヘクタール以上の規模層というのが増加しているというような状況となっております。

なかなかそういうことで、規模拡大というのが進まないというようなことではございますけ

れども、その要因は当然、農地の資産保有意識というのが強いということもあります、特に果樹に特有なのは、近年価格の低迷で、なかなかその規模拡大への意欲というのがなかなか出てこない。あるいはその耕作放棄や不良園地ということで園地を手放される方が多いんですけども、なかなかそういうのは条件の悪いところで、そういうことが起こるものですから、新しくそういう園地、規模拡大したいという方も、そういうなかなかニーズに合うものが少ないというようなものもあるかと思います。

それからその規模拡大に必要となる労働力の絶対量というのがなかなか確保されないというような問題があろうかなというふうに思っております。左下の方に、そうは言いましてもいろいろ積極的な取り組みをやっておる事例があるということでございます。1つの例では、いろいろその地理情報システムを活用して、園地に関するさまざまなデータをいろいろ生産者別に作成をいたしまして、そういうデータを踏まえてその園地の流動化というのを組織的に取り組んでいるという農協があるというようなことですが、その下には、農協の中に流動化のための特別の委員会を設けて積極的に活動しているという例もあるということでございます。

こういった事例につきましては、今後いろいろ小委員会を開催いたします際に、いろいろご提供させていただきたいというふうに思っております。

次のページをごらんいただきたいと思います。省力・低コスト化の問題でございます。右の方に労働時間の推移を掲げてございます。いずれも横ばいで推移しておるということでございます。

みかんの産地は非常に傾斜地が多く、機械化がなかなか難しいということでございます。右から2つ目の表に、要整備面積の割合ということで掲げております。果樹全体で条件整備をさらにしなければならない園地の割合というのが半分以上ございますけれども、特にみかんにつきましては、その割合が高いというような状況になっております。

それからりんごにつきましては、わい化栽培ということで、その普及によりまして省力化を期待しておるところではありますけれども、結果としまして労働時間というのはなかなか結びついていないというようなところがあろうかなというふうに思っております。

いずれにしましても、今後その省力・低コスト化というのは避けて通れない非常に大きな問題であるというふうに私どもは考えております。そのためには、果たしてどんな技術というのがふさわしいのかということをよく突き詰めた上で、普及するということが必要ではないかなというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。次は高品質化に向けた取り組みということで

ございます。当然、消費者の求める高品質化ということにどう対応するかということでございます。例えば、みかんの場合ですと、特に極早生みかんの糖度を上げるために、マルチということで、白い防水シートを土壤に被覆するということで、雨水を遮断するというようなことで糖度を高めるということを取り組んでおります。表にありますとおり、徐々にその割合というのは高まっております。

それから先ほど申しましたとおり、光センサーで糖度・酸度、内部の品質が評価できるという技術が近年急速に普及しつつあります。果樹全体では平成14年で約29%の普及率、特にみかんでは36%ということでございます。なお、光センサーというのは単にその出荷のために有利な販売をするということだけで利用されてあるわけではございませんで、右の3番目の丸をごらんいただきたいと思うんですけれども、これは個人個人で、どこの園地から収穫したものかその光センサーを通るのかということが全部コンピュータで管理されていきます。そうしますと、園地ごとにどういうような糖度であったか、では、それに対してどのような対策を講じればいいのかというような営農指導ができるということで、これは産地トータルで非常に有意な技術ではないかなというふうに考えております。

それから（8）環境に配慮をした取り組みということでございます。先ほど部会長の冒頭のごあいさつにもございましたけれども、環境保全を重視した果樹農業の推進というのは非常に重要であるということでございます。右の方に出てまいりますのは、ちょっと狭い意味で、環境保全型農業というような観点から果樹農業がどれだけ取り組んでいるのかということを示しております。約3割が環境保全型農業に取り組んであるということでございます。

具体的に取り組んである内容が下の方に掲げられております。肥料の面はここに掲げてありますようなことですけれども、特に農薬につきましては、いわゆるフェロモンあるいは生物農薬ということで、いわゆる化学的な農薬を使用しない形での、そういう環境保全的な取り組みというのが見られる。あるいはさらに除草剤を使わない形でということで、その園地に草を敷き詰めて、草生栽培と言っておりますけれども、そういうような取り組みというのが見られるということを示してございます。

次の19ページをごらんいただきたいと思います。品種の問題を掲げてございます。これもまた重要な問題です。当然消費者ニーズに対応した品種の育成というのが求められております。最近育成された品種が右の方に掲げられております。現在独立行政法人果樹研究所ですとか、あるいは公立の試験場などいろいろな取り組みが行われてきております。かんきつでは最近は、はるみ、せとかというような、新しい、皮がむきやすくて糖度が高い、香りがあるという

ような品種が育成されましてあります。りんごでは特に晩生系のふじのシェアというのが半分以上占めておるという、非常にやや品種が偏重しているというようなことがございます。最近例えば、長野県ではシナノスイート、シナノゴールドとかというような、あるいは青森県でもこれは系統名でございますけれども、あたり9号というような品種が育成され、導入されつつあるということでございます。

ただ、品種の問題につきましては、当然のことながらやはり品種開発に果樹の場合最低約10年はかかるというような特性を持っております。従いまして、新しい品種をどのように育成し取り入れていくのかということを、ある程度戦略性を持って品種の開発と普及というのをセットで進める必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

最後に、20ページ、生産の最後のページでございますけれども、おあけいただきたいと思います。課題をまとめておりますけれども、その前に果樹の生産に関するどんな政策があるのかというのを右の方に掲げております。

はいわゆる生産政策という観点から、省力・低コスト技術の導入ですとか、園地の改良ですとか、先ほどの選果施設の導入ですとかということをやっております。は基盤整備というような観点で、農道を入れたりとか、あるいは傾斜地を改善したりとか、園地を広げるだとかということですとか、あるいは農地保有合理化事業ということで規模拡大を支援するための事業というのではございます。はそういうもろもろの活動を支援するための融資の制度、それから4番目は最近新しく導入されましたトレーサビリティを行うための事業。こういうものが生産対策ということでは現在の事業であるわけでございます。

課題のところでございますけれども、に書いてございますが、果樹の特性としまして、なかなか生産条件が短時間で改善できないというような、ほかの作物に見られない困難な面がある。でございますけれども、こうした中で先ほどから説明しました高齢化、あるいはその後継者不足というようなことで、廃園が増加しているとかということでございます。栽培の面積につきまして、農家につきましても、一部を除いて総じて減少している。大規模農家が増加する兆しはあるものの、なかなかその流動化が進んでいない、あるいはその省力化が進まないというような状況であります。

こういうことをこのまま放置しておきますと、果樹生産の産地体制というのが非常に脆弱化をするという非常に怖れられている状況にあると言えるかと思います。また、果樹は非常に気象の影響を受けやすいというような特性を持っております。そういうような観点で安定的な高品質の果実を供給するという面では、なかなか人の力だけでは困難な面というものもあるという

ようなことがあろうかと思います。

そういう中で、消費者の求めるいろいろな安全・安心ですとか品質ですとかコストの面ですとかというような果樹の生産にどのように応えていくのかということが基本的な問題であろうかと思います。 で言ってありますけれども、そういう問題を検討するためには、やはり園地利用ですとか労働力の確保ですとか、そういう産地を単位としました将来のあり方というものを、この際よく検討する必要があるのではないかと。それと併せて、どのような農業者を担い手として育成すべきかというようなことについても、よくよく検討する必要があるのではないかということで、 でございますけれども、産地ごとに担い手を中心とする経営のビジョンというものをつくるというようなことも有効なのではないかなと。そういう観点からご検討いただければありがたいなというふうに考えておるところでございます。

続きまして21ページをごらんいただきたいと思います。需給調整・経営安定対策の現状と課題ということでございます。現在、需給調整と経営安定対策につきまして、平成13年度からうんしゅうみかん、りんごにつきまして、新しい制度を創設して、今の予定でいきますと平成18年度まで6年間の予定で事業を実施しております。

需給調整対策の概要でございますけれども、右の方にフロー図が書いてございますけれども、まず国が、毎年需給動向を踏まえ適正生産出荷見通しというものを示すことになっております。その際、先ほど法律の説明で若干ご記憶かと思いますけれども、非常に大幅な生産増が見込まれる場合には、法律に基づきまして、生産出荷安定指針というものをつくることになっております。

その指針を受けまして、生産者団体からなります、全国段階、都道府県段階、産地段階の各段階での生産出荷安定協議会で県別、産地別、生産者別の生産出荷目標を設定することになっております。指針が策定された場合には、適正生産量を落とさなければならないといった場合には、1本の果樹につきまして全部、例えて言えば摘果をするだとかというような手法を取り入れるような形での、特別摘果ということを言っておりますけれども、そういう形で強い生産調整、需給調整を行うということをしております。

次に経営安定対策ですけれども、そういう需給調整を行っても、それでもなお価格が大きく変動する場合、それはやはり育成すべき農業経営者の経営が不安定になるということになりますので、その安定化を図るために経営安定対策を実施するということでございます。右の方に仕組みが書いてございますけれども、国が2分の1を助成をいたしまして、それ以外につきましては、地方公共団体と生産者が拠出します基金を造成をいたしまして、県を単位といたしま

して補てん基準価格を2年ごとに策定いたします。これは過去6年間の平均価格というのがベースになります。県ごとにその年の出荷価格がその補てん基準価格を下回った場合に、8割を補てんするということでございます。ただ、その場合の条件としましては、産地生産者が計画的な生産出荷というのを確実に行っているというのが条件になっております。

次の22ページをごらんいただきたいと思います。これは推進状況ということでございます。ここはちょっと若干簡単に説明いたします。13年産のみかんではおもて年だったわけでございます。需給調整では生産は計画に近いものに落とすことができたということでございます。14年産も同様でございます。15年産、現在でございますけれども、これも目標に近い数字ということで、需給調整の方は行われてきたということでございます。

一方、その経営安定対策ということでの交付の状況でございますけれども、13年のうんしゅうみかんにつきましては、全体的に需要の低迷というのもございましたが、天候による出荷の早期化ですとか、あるいは地方市場が不振だったので大都市市場に入荷が増加したとかということで、価格全体が低水準で推移したということでございます。従いまして、全19府県で補てん金を交付したという形でございます。

14年産のうんしゅうみかんにつきましては、一部の県で果実の品質が悪かったというようなことで、あるいはその出荷が集中したというようなことから、12の府県で補てんが行われたということでございます。

次に23ページでございますけれども、りんごにつきまして、状況を説明しております。需給調整につきましては13年産、14年産、15年産は不幸にも台風の影響もございましたが、生産量としては適正な水準に生産することができた、出荷することもできたということでございます。

一方、経営安定対策の方では13年産のりんごにつきましては、品質が悪かった、特にふじについての貯蔵性が低下したということで、出荷が遅い県、年明けで出荷する県を中心に補てんが発生したという状況でございます。14年産につきましては、これはいろいろな品質の問題等ございまして、すべての県で補てんを行ったという結果になってございます。

それから24ページをごらんいただきたいと思います。うんしゅうみかん、りんごでこういう対策を行っておりますというご説明をいたしましたが、では、ほかの品目はどうかということでございまして、平成15年、制度の見直しを検討しようという段階で、ほかの品目も対象になるかどうかということでいろいろ調査を行いました。その結果でございますけれども、やはりこれは全体の需給調整を前提とした経営安定対策ということでございますので、需給調整が確実に図れるかどうかというのが1つのポイントになります。

そうしますとやはり、ぶどう、なし、もも、かきのような、品種にバラエティーがあるというようなものにつきましては、やはり全国的にそういうことができると回答する県のシェアの割合というのは、やはりここに掲げてございますとおり、大きくなかったということでございます。

それから非落葉果樹、かんきつ系でございますけれども、なつみかん、はっさくなどは全体の需要が低迷しておるというようなこともあります。いよかんにつきましては特定の県でもう需給調整ができるというような状況があります。いずれにしましても、いわゆる中晩かん類というのは新しい品種に転換しようというような状況になるというようなことで、これにつきましてもなかなかそういう品目を追加するというような各県の意向は、結果的には見られなかつたということでございます。なお、ここに引き続き、今後も検討をするということになってございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。以上をまとめまして、課題ということで掲げさせていただいております。現在の需給調整対策、一応一定の成果が得られているものというふうに考えております。しかしながら、その補てん金が毎年交付されるというような状況にあるということでございます。生産調整は先ほど申しましたとおり、各県の取り組みによりまして、うまく機能しておるのかなというふうに思われますけれども、一方で出荷調整という、要するに販売に結びつく部分という部分につきましては、これは生産者団体が主体的に取り組む必要があるわけなんですけれども、なかなかその末端までうまく機能していないんじゃないかなということが、総じたところの反省も踏まえた課題になろうかと思います。

具体的にその需給調整につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、うんしゅうみかんはある程度隔年結果が是正される方向にあります。それと加えまして、いろいろ時期別に需給調整を行うというようなやり方とか、いろいろ改善を加えてまいりましたけれども、その需給調整のあり方自身について、さらにどのような取り組みが可能なのかということにつきまして検討する必要があろうかなと思っております。

2番目の丸ですけれども、先ほど申しましたとおり、特に、出荷調整につきまして、具体的に機能をさせるための仕組みというのはどういう仕組みが必要なのかというのが課題になろうかと思います。

次に経営安定対策ですけれども、まずは現在の経営安定対策の手法が、本当にその担い手の経営安定に寄与しているのかという、まずその検証から必要なのかなというふうに思っております。

2番目の丸でございますけれども、いろいろやむを得ぬ事情はあるにせよ、毎年補てん金の対象となる県というのもあるわけです。このような中で、どのような対応策が必要なのかということも検討しなければならないと思っております。

それから3番目の丸ですけれども、一応現在の対策というのが、それまでに割り当てられました計画の出荷量というのを守れば補てん金が受けられるということになりますので、あえて低価格でも出荷をするという、いわゆるモラルハザードのようなものも見られるという状況にあります。こんな問題に対してどのように対応していくのかというのも課題なのかなと思っております。

最後の丸ですけれども、いずれにいたしましても、その担い手の経営安定というのは非常に重要な課題かなというふうに思っております。従いまして、担い手を中心とした生産構造というのを産地において構築する上で、いかなる対策というのが、現在の対策だけではなく、もっと広い目でどのような対策が必要なのかということをご検討いただければありがたいというふうに思っておるところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。これは参考でございますけれども、今説明しました対策以外に、いわゆる経営に対する支援というものでは、ほかに2種類代表的なものがありますので参考までに載せさせていただいております。

1つは共済でございます。共済は、主には災害などによりまして減収した場合にその被害額を補てんするという保険の制度でございますけれども、果樹の場合は減収する理由というのが、その収量の低下だけではなくて、品質の低下というのもございます。従いまして果樹につきましては、災害収入共済方式というのが特別に認められております。

さらに2番目の丸に書いてございますけれども、平成17年産の共済の引受けから、今までは特定の地域で特定の果樹だけができるというきつい縛りがあったんですけれども、そういう縛りが撤廃されるという法改正が行われました。それにより、柔軟にこの制度を活用できるようになったということでございます。その概要がそのすぐ下の四角に囲ってございます。要するに、災害により、果実の減収又は品質の低下に伴う生産金額が減少した場合に、損害を補てんをしましょうということでございます。補てんはどのような場合に発動されるのかという発動要件を見てみると、農家ごとに品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回った場合で、生産金額が基準の生産金額の8割に達しない場合ということです。いわゆるP掛けるQを対象として、その収入の減少の補てんをしようということでございます。8割はその補てんの発生の発動条件ということでございますけれども、実際の補てんの水準は農家ごとに基準となりま

す生産金額の8割、これは掛け金によって変わってまいりますけれども、最高8割までは補てんできるという制度でございます。右の方に引受率実績が掲げてございます。総じてばらばらであったりとか低い状況なんです。これは以前の制度でございまして、自由にこの制度が活用できるということになってまいりまして、私どもとしては、今後考える場合の1つの有力な手段ではないかなというふうに考えております。

2つ目は中山間の直接支払制度でございます。平成12年度からスタートしまして5年間ということで、平成16年度が終期で、見直しで今後どうするかということで検討されているところでございます。いわゆる、条件不利地域は非常に農業でいきますと多面的機能を発揮しながら条件が不利だということで、その不利な部分のハンディキャップに相当する額を交付しようと、直接支払をしましょうという。日本で一番最初に実行されました直接支払の制度でございます。規定では協定を結ぶことによって5年以上営農活動を継続するというのが条件になつてございます。右の方に交付の単価が掲げてございます。水田はもっと高いんですけれども、果樹は畠でございますので、畠について見てみると、15度以上の場合10アール当たり1万1,500円という形になっております。そのうち国の支援が5,750円ということでございます。15度以上というのは、ちょっと正確な統計がないので残念なんですけれども、恐らくほとんど果樹であろうかなというふうに思われます。

実際に締結面積は畠で約6万8,000ヘクタールという形になっております。こういう形で実際に金を受け取るというのは、そういう集落協定で営農活動を継続するという営農活動に充当するということでございまして、具体的な事例としましては、例えば、右の一番下でございますけれども、愛媛県の、これは恐らくみかんだと思いますけれども、マルチ資材の購入、配布だとかというような積極的な面に使われてあるということでございます。

以上が需給調整・経営安定対策につきましての説明でございました。すみません、長くなつて恐縮ですけれども、あともうちょっとございますので、おつき合いいただきたいと思います。

次に27ページ、流通の問題でございます。まず、最初に流通経路について掲げてございます。市場流通と市場外流通があるということで、現実にはいろいろな形での流通というのがふえてまいりました。右の方にそのフロー図を載せてございます。

その下でございますけれども、産地からの出荷ということで、現在、系統の出荷割合というのが果樹全体で5割というような状況になってございます。その下のでございますけれども、果実の市場出荷ということです。当然、大宗は卸売市場の経由という形になっております。ただ、その割合は年々減少しております。現時点では8割というような状況になってあるという

ことでございます。それから、セリとそれ以外のものということでございますが、セリの割合というのが平成13年度で30%ということあります。セリと入札の割合というのは、近年非常に低下をしてあるということが言えるかと思います。

次に、28ページをごらんいただきたいと思います。果実の小売販売ということでございます。右の方にグラフを入れておりますけれども、近年ますますスーパー・マーケットなどの量販店のシェアが高くなっていますし、今後ともさらにその拡大傾向があるのではないかと思われます。

は多様な流通ということで、市場を通さない形での流通というのが最近結構あるということで、そのご紹介をしております。まずはその全農の首都圏青果センター東京でございますけれども、市場以外での流通ということで、これは新鮮な青果物の供給ですからコールドチェーンですとか、そういうものが売りになってございますけれども、この取扱量というのは増加傾向にございます。それから宅配便による販売というのも結構ふえております。具体的に押さえられますが、日本郵政公社のふるさと小包でございますけれども、農産物全体のうちの約6割を果実が占めておるという形であります。それからインターネットを利用した販売ということで、最近全農がいろいろな農協単位で行っておりましたものをまとめて1つのホームページにして取り組んでおられます。そういうものが増えてきているということでございます。

次の29ページをごらんいただきたいと思いますが、トレーサビリティの問題も触れてございます。右の方に愛媛県の果樹の例がございます。生産者の栽培履歴を農協の方でホームページで管理をして消費者に提供しようという、これは取り組みの1つの事例でございますけれども、そういうものもございます。

その次に卸売市場法の改正ということでございます。現在の国会に改正法案が提出されようとしております。具体的な中身は、右に書き込んであるところでございます。1つは安全・安心への対応ということで、品質管理の徹底を行う。2番目がその規制の弾力化ということで、商物一致の規制の緩和をしようということであります。その次が買付集荷の自由化、要するに卸が直接買付するようなことができるようになります。3番目が第三者販売、卸売から小売へ直接売るとか、あるいは直荷引きの弾力化ということで、仲卸が産地から直接果実を買付けできるようにしようということでございます。

それから最後に市場機能の強化ということで、再編ですとか手数料の弾力化ですとか業務内容の多角化ですか、最後に取引情報の公表というようなものが内容として予定されておるところでございます。

次の30ページをごらんいただきたいと思います。流通のコストにつきまして示してございます。右の方のグラフが非常に小さくて大変申しわけありません。隠そうとしているわけではないんですけども、実態を申し上げますと、小売価格に占める割合ということで、流通段階での経費がどれだけの割合を占めておるかということで見てみると、みかん、りんごとも約6割が流通段階での経費という形になっております。逆に言えば、農家の手取りが4割という形になっておるということですので、極力その流通段階でのコスト削減というのも大きな課題ということは言えようかと思っております。

下にその具体的な集出荷・販売経費の中で、どのようなものがどれだけ占めているのかというのを掲げてあります。2番目の丸を見ていただきますと、みかんの例で見ていただきますと、包装、荷造資材、いわゆる段ボールの経費というのが、みかんの場合20.8%を占めております。それから選別、荷造労働費、選果段階ですけれども、それがその次の欄の6.9%という数字です。それから出荷運送料、いわゆるトラックの経費ということになりますけれども、2つ飛んで販売経費のところの35.5%という部分に該当いたします。総じて申しますと、そういうものの割合が、今言いました3つの割合が6割ということで、それ以外のものはなかなかその削減が難しいかなというところでありますけれども、6割の部分については、何らかの形での削減というのは今後考える必要があるのではないかと思っております。

次の31ページを御覧いただきたいと思います。くだものの規格につきまして示してございます。現在くだものの規格は全国の標準規格という形で示されておりまして、大きさと品質ということで、非常に細分化をされているという状況でございます。そういうことでございますので、これにつきましては極力、規格の簡素化というのが必要ではないかなというふうに考えております。しかしながら一方で、消費者はそういう外観だけではなくて、今やその中身についての規格というのもニーズとしてはあるわけであります。そういうものも踏まえて、どういうふうな対策が必要なのかというのが今後の課題になろうかなと思います。

その次に通いコンテナの問題がございます。右の方の表を御覧いただきますと、通いコンテナのシェアというのがございます。平成14年度で1.6%ということになっております。これは通いコンテナの利点というのは、要するに段ボール代が当然軽減されますし、それ以外にも、非常に予冷だとか冷蔵効果というのが向上しますし、品質が保持されます。それからその小売段階でコンテナのまま店頭で販売することができるという、要するに生産、小売双方にとってメリットがある方法ではないかなということで考えております。ただ、問題はそのコストの面でございますので、その辺の問題をどういうふうに対応していくのかというが必要かなと思

っております。

次に とありますけれども、ＪＡＮコード、りんごで今始められておりますけれども、全国統一のその生鮮ＪＡＮコード、バーコードですけれども、りんごに1つずつに貼り付けます。右下の方に書いてございますけれども。要するにりんごの場合、最近まとめ売りではなくて、個売り、1個売りというのが非常にシェアが高まってきているという中で、その個別の管理をする上で、こういうものも1つの決め手になる話ではないかというふうに思っております。

次に32ページをごらんいただきたいと思います。今度は輸出入の動向ということで掲げさせていただいております。まず、生鮮果実の輸入でございますけれども、近年 170万トン前後というような形になっております。最も多いのはバナナということでございます。一時期のブームで平成12年度に 100万トンを超えるような状況でございますけれども、その後は安定をしております。大宗はフィリピンという形になっております。グレープフルーツにつきましては最近輸入が増加しているという状況でございます。パインアップルにつきましては、一時期輸入が低迷しておりましたけれども、最近新しい品種が出てまいりまして、再び増加をしております。特にカットフルーツなんかで最近それが使われているという状況でございます。フィリピンが大宗を占めています。

それから一方で輸出の問題でございます。昭和50年代では5万トン程度の輸出というのがあったわけですけれども、最近はぐっと減りまして、やはりこれは円高が一番大きかったろうと思います。1万トン台で推移しておりましたが、最近また再び伸びております。特に、りんごの輸出というのが量的な面では効いております。平成14年度 1万 9,000トンという状況になっております。

内容を見てみると、うんしゅうみかんですけれども、かつては相当量が多かったわけですけれども、最近はカナダが中心ということで 5,000トン程度でございます。なしでございますけれども、かつてもこれは相当ありましたが、一時期減りましたけれども、また、特に台湾などで非常に日本のはしというのが受け入れられるような素地ができてまいりました。そういうことでふえてきております。りんごにつきましても以前相当ありまして、一時期減りましたけれども、特に台湾が、これは台湾の場合総じて言える話なんですけれども、ＷＴＯに加入したことによりまして、今まで輸入規制を行っておりましたが撤廃されたということでございます。

そういうことで増えているということあります。

次のページをご覧いただきたいと思います。お聞き及びとは思うんですけども、輸出の促進対策を全省挙げてやっていこうということで今取り組んでおります。特にターゲットで考え

てありますのは、東南アジアあるいは東アジアのいわゆる富裕層を中心として、くだものの場合ですと日本の高品質な点を売りにした販売というようなことをしている。いわゆるそういう意味で、守りから攻めへの転換というような観点で取り組みを進めようとしてあります。

真ん中の表をごらんいただきたいと思うんですけれども、具体的にそのための体制というのが、平成16年度、今度の4月から体制もできますし、事業も新たにここに掲げられたような最初のその調査の段階あるいはその販売促進の活動に、ソフトに活動に加えまして、必要な場合はハードな施設、予冷施設ですかというものを支援していくというもので、総額で約8億円の予算額でございますけれども、そういう形での取り組みを積極的に進めようとしてあります。

一方で、一番下にございますけれども、県段階でも独自にやっていこうということで、鳥取県が音頭をとられたわけですが、当初23道県、現在30道府県が参加している取り組みをされてあるということでございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。課題ということでまとめてあります。流通の問題も多岐にわたりますが、要は1つは最初はその市場法の改正も踏まえまして、買付集荷ですか直荷引きとかというようなことができるようになるわけでございます。そこで、ブランド品を中心としまして、量販店へ安定的に供給をする。あるいはそのITを活用した流通コストの削減というような観点から取り組む必要があるのではないかと。結果的に、バイイングパワーという言葉がございますけれども、セリングパワーという部分についてより強化する必要があるのではないかということで考えてあります。

2つ目は多様な流通ということでございます。そのためには消費動向を的確に把握した販売体制が必要になってまいりますので、そのための検討が必要になろうかなと思います。

3番目でございますけれども、規格の簡素化という観点もございますが、いろいろ糖度等の内部品質を加味した出荷規格への転換というのも必要になっていく。それから、先ほどありました、通いコンテナの普及というのも必要と思っております。

最後に、輸出の問題でございますけれども、くだものの輸出というのを本格的に今回考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

35ページでございますが、最後に加工の問題につきまして、触れさせていただきたいと思います。加工は従来生食に向かないものを加工に回すということで需給調整機能を果たしてきておったということなんですけれども、輸入品が相当占めるようになってまいりまして、量的にも、最近は全体で40万トンということで、非常にかつてに比べますと相当減ってきてあるという状況でございます。

具体的に、うんしゅうみかんと加工に仕向けられるのは全体で1割。そのうちの80%が果汁、20%が缶詰用という形になっています。りんごにつきましては約2割が加工に仕向けられているという状況でございます。

一番下でございますけれども、果汁の場合は、特に他の食品との競合ということに相当気を使わなければならないということでございます。一時期お茶が伸びてまいりまして、若干最近はミネラルウォーターの方にまた押され気味というような状況でもございます。そのような観点から、一時期その果実飲料も落ち込んだ時代がありましたけれども、果汁の割合の低い、いわゆるニアウォーターというようなものの伸びもありまして、最近は一定の水準をキープしているという状況ではございます。ただ、いずれにしましても、いろいろ競合関係のある中で、飲料問題、ジュースの問題を考えなければならないということがあろうかなと思われます。

次の36ページをごらんいただきたいと思います。輸入の動向でございます。これは自由化の影響で輸入量が急激に増加をしました。ただ、現状では特にオレンジ果汁なんかでは、ほぼ一定水準に落ち着いているという状況です。輸入の大宗はブラジル、残りがアメリカというような状況になっております。りんごにつきましても同様でございまして、自由化で随分ふえました。当初はアメリカからが多かったわけですけれども、最近は価格の安い中国からの輸入というのが一番多くなっているという状況でございます。

缶詰につきまして、みかんは中国からの輸入、パインは一時期輸入が大幅に増加しましたけれども、最近は落ち着いているという状況です。ももの缶詰につきましても、最近6万トン前後で推移をしているという状況でございます。

それから37ページをごらんいただきたいと思います。うんしゅうみかんの搾汁工場の問題です。先ほど申しましたとおり、うんしゅうみかんのジュースは、過去、需給調整の役割を非常に持つておったわけなんですけれども、最近輸入品が増えたということで、その役割というのは小さくなってきたということです。その結果としまして、工場の経営としましても、操業率というのが低下しているということでございます。

そこで、高品質果汁の生産ということになりますけれども、ストレート果汁ですとか、あるいは熱を加えない形での果汁というものが、非常に国産としての優位性を示す上で非常に大きな役割を占めています。

実際にスーパーに行かれるとおわかりの通り、輸入果汁に比べて国産果汁は高い値段で売られておりますけれども、それなりに引き合いがあるというような状況でございます。

最後のところでございますが、工場経営といたしましては、そういう状況の中で、実際にみ

かんジュースをつくっているだけではなく、いろいろな受託をしながらみかん以外の飲料もつくっているということで、その割合が非常に高くなってきております。そういう中で、工場経営をどのように位置づけていくのかというのが、1つ大きな問題であろうかなというふうに思っております。

最後のページでございます。38ページをごらんいただきたいと思います。加工原料用果実につきましては、対象果実という欄がございますとおり、そこに掲げられておりますくだものにつきましては、一定の価格水準を維持するため、生産者に補給金を交付する仕組みを設けております。

最後に課題でございますけれども、このように加工品の生産というのが、輸入加工品の動向あるいはその消費者の嗜好の変化ということで、今いろいろ左右をされるということあります。加工用果実は、生食用果実の需給調整機能をかつて持っていましたけれども、それが低下している状況になっております。そのような中で、1つは栄養面だとか、機能性だとかというものを生かした、消費者ニーズに合った果実加工品を提供するという観点が必要だろうと思われます。それから2つ目としましては、地域特産品として、地域振興の観点からもそういう加工品というのを位置づける必要があるのではないかというふうに思っております。それから3点目は加工場の問題ですけれども、運営の健全化あるいはその加工部門の合理化ということについて、これからどう考えていくのかというのも課題になろうかなと思っております。

大変長くなってしまった申しわけございませんでしたけれども、ご説明は以上でございます。

豊田部会長 どうもありがとうございました。大変なご報告でございましたけれども、ちょっと5分ほど休憩をとった方がよろしいのではないかと思いますので、ちょっと5分間休憩をとらせていただきます。

午後3時21分 休憩

午後3時30分 再開

豊田部会長 それでは引き続き、後半の方に開始させていただきたいと思います。ただいま関係資料について説明を受けましたが、ご審議の順番といたしまして、まず検討課題についてご議論いただきまして、その後この基本方針の策定検討スケジュール、それからそれを担っていただきます小委員会の委員構成、こういった順番でご議論を進めていきたいと思います。

今、果樹農業の現状と課題、資料10のところのご説明をいただきまして、引き続きまして資料11、果樹農業振興基本方針策定に当たっての検討項目を事務局の方からご説明いただければと思います。

果樹花き課長 先ほどは大変長い説明で失礼をいたしました。

資料11につきましてご説明をいたします。資料10を踏まえまして、このような項目にしてはどうだろうかという案でございます。

1番目は全体需給の話です。この検討するに当たりましては、需給動向の分析、その自給率低下の要因分析というのをしっかりやった上で、需給・生産の実態を踏まえた的確な需給見通しというものをご検討いただく。その際に、趨勢値の予測手法自身の検討も必要なのではないか。これにつきましては、需給小委員会でご検討していただいてはどうだろうかと思っております。

2番目は消費の問題です。これも需給小委員会でお願いしたいと思っておりますが、消費の実態と検証ということで、まず動向を調べました上で検証する。いろいろ競合品目との検証、あるいはその食べやすさ、あるいはその価格品質表示、安全・安心に関する意識とかいうようなものを、総合的に検証していただいた上で、消費拡大の今後の方向について検討していただきたいと思っております。

3番目が生産・経営ということで、産地・経営小委員会でお願いしたいと思っております。生産・経営の実態と検証、動向を踏まえまして、産地の状況、あるいはその担い手の問題ということで検証いただいた上で、栽培に適する自然条件、これは従来からやってあります。それから近代的な果樹園経営の基本的な指標、これも従来からやってありますものですが、加えまして、生産対策の今後の方向、それから経営支援対策の今後の方向ということです。この場合につきましては生産と経営ということで書いてありますけれども、先ほどの説明では経営安定対策は需給調整対策と連動という形でご説明をいたしましたが、本来経営というのは独立してあるものでありますし、むしろその生産に近いということで、こういう形でご検討いただいてはどうだろうかと考えております。

4番目は需給調整の問題であります。現在の需給調整・経営安定対策の取組状況と検証を踏まえた上で、需給調整対策が今後どうあるべきかというのをご検討いただければと思っております。これは同じく産地・経営小委員会でお願いしたいと思っております。

5番目は流通の問題で、これは動向、検証、先ほど申しました多様な流通ですとかコストの問題、輸出入の問題も含めまして、今後のあり方というのをご検討いただければと思います。

6番目は加工の問題です。搾汁工場の問題も含めました動向を検討いただきまして、加工品の輸入ですとか、工場の問題などを踏まえて、今後のあり方というものをご検討いただければと。これにつきましては需給小委員会でお願いをしたいというふうに考えています。

以上でございます。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

それでは早速ご討議をお願いしたいと思いますが、ご発言の方は挙手をしていただきまして、こちらから決めさせていただきます。どんなご意見でも結構でございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

木村臨時委員 はい。

豊田部会長 木村委員お願いします。

木村臨時委員 せっかくここにマイクがありますので、一言私の感想を述べたいと思います。

まさしく多岐にわたる資料で、それを一々話していたらきりもありません。ただ、ぜひ考えて欲しいことがあります。それは果樹経営安定対策のことです。13、14年度は青森のりんごも補てん発動しました。それについては生産者は助かりました。非常に感謝しています。

ただ、制度が適正生産量ということで縛られています。生産量が多いから安いんだという、1点で縛られている感じがして、生産者のサイドとしては納得がいかない部分もあるということを是非理解して下さい。

仮に90万トンのりんごがあったとして、その価格はかっての90万トンと比較すると確実に安いわけです。そのように考えると、必ずしも生産量が価格を形成しているわけではないと、私は考えています。90万トンが恒常化してその生産量で価格低下があり補てん発動があった時、適正生産量を80万トン、70万トンと下げていくのでしょうか。それでは我が国果樹産業はまさしく滅亡へと向かっているということになるでしょう。

このことを考えていかないと、基本計画の中の自給率向上と全く乖離したものになってしまふのではないうえ、今後的小委員会でも、ぜひ考えてほしいと思い一言発言しました。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

それでは増田委員お願いいたします。

増田委員 きょう初めてこの席に入れていただいて、大変新鮮な思いでこの説明を聞かせていただいたんですが、ちょっと二、三よくわからないところがあるので質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと問題をはらんでいるというご説明だったと思うんですけども、価格補てんですが、問題点としてはモラルハザードを生じかねない状況にあるというご説明でしたが、今、食料・農業・農村基本計画の見直しというの中で、やはり補給金とか助成金とか補てん金ということについての議論が、まさに始まろうとしているところだというふうに理解しております。この

ことは恐らくＷＴＯなど国際的に認められにくい項目になっているからだと思いますが、日本の果樹政策の中ではこの補てん金などを基本的に見直そうという動きを、どういうふうにご理解していらっしゃるのかということです。

それから、これはくだものを食べる立場の一消費者としての意見です。これもお答えいただけるのであれば、ぜひお願ひしたいのですが、実際消費者として、量販店の店先などでくだものというのは売り方に工夫がみられないということを実感しております。30代、40代が面倒くさがってくだものを買わない、食べないというデータを見せていただきましたけれども、やはりともすれば忙しさに追われがちな現代の消費者というのはどんどんくだものから離れていくんだということを念頭において、流通がくだものを扱っていないかと、ますますくだものから消費者は離れていくて、代わりに何を買うかというと、パックに入ったゼリーだったり、アイスクリームだったり。その方が食べやすい。くだものは皮が面倒だとも言います。そんな中で、私はカットフルーツというのを愛用しています。そういうものへの取り組みというのは、多少お話を伺って歩きましたら、流通の段階では手がかかるしようがないからというので取り組みは少ないと。でも、量販店でカットフルーツは結構売れているようです。流通段階でのそういう工夫というのは、お答えはいただかなくてもいいんですけども、これから伸びていく道の1つではないかというふうに考えております。

それから3つ目は、果樹農家1戸当たり所得の低さというのは、やはり資料をご説明いただいて驚きましたけれども、この数字は稻作をわずかに上回る数字だと思います。しかし、果樹というのは恐らく稻作などと違って主業農家が多いと思いますが、このままの所得では担い手確保は大変なことになるのではないかという気がいたします。

そんな中で、もう一つ同じような基本方針にかかわることなのですが、耕畜連携の推進ということが言われていると思いますが、畜産から出る堆肥の果樹農家での有効活用というのも積極的に連携して進めていくことも対策の1つとして位置づけていいのではないかと思っていますが、いかがなのでしょうか。

以上でございます。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

いろいろ意見、ではもうちょっと続けて。梶浦委員お願ひいたします。

梶浦臨時委員 天皇杯の審査をいたしますと、今年の天皇杯を果樹のピオーネで授賞された方は、雇用労働力ゼロ借金ゼロで、1,300万円ぐらいの所得を上げているんです。ですからこれは平均値でいきますけれども、分布を見るとかなり変わってくるんだと思うんです。

それから畜産が後継者はいるんですけども、借金漬けで後継しないともたないという側面もありますし、多分そういうのも大きいのではないかと思います。

それから堆肥をどこに処理するかというのは、我々農業の研究関係ではいつも重要な問題なんですが、前にも何度もその研究をやっています。果樹に堆肥を大量投入すると、大抵品質が落ちてしまう。今、品質の問題で、品質をいかによくするかというのが果樹の世界ですから、そうしますと堆肥というのはなかなか難しい。そんなに量が入らないんです。ただし、やせたような土地でやる場合には当然入れなければいけないんですが。これはもうやっていることはやっているんですね。難しいところがあると思うんです。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。今かなり議論が囁み合ってきていますが。

どうぞ、内藤委員お願いします。

内藤委員 先ほど木村委員の話ですと、生産量と価格は関係ないというふうにとってよろしいんでしょうか。生産量を90万トンで抑えていることと価格とは関係ないとおっしゃったように思えますが、そうしますと、作りたいだけ作って、農家の責任で出されるというふうにとってよろしいのかと思うことが1つ。

それと、先ほど増田委員からカットの話がありましたね。カットすると、見た目もきれいだし非常に食べやすいんですけども、鮮度とか本来の栄養分がどうなっていくのかなというの、心配になっていることです。

それと、近郊農家における果樹栽培というのは非常に元気です。というのは、農家というよりも、果樹だけではなくて不動産業などを組合せながら農業をやっていますので、非常に元気なのです。

ただ、地方に行きますと確かに今平均で65歳ぐらいですか。傾斜地で果樹農家の方たちはやっているいらっしゃいますのでなかなか大変です。でも、そういうところも都会から援農という形で人手を、1つはレクリエーションも兼ねて行くんですけども、そういう方法で人手を確保していることもあります、その後援農だけでどれだけ続けられるかわからないというのが、今農家の悩みなのです。私は横浜で果樹農家のお手伝いをしていますが、そのシーズンだけお手伝をする援農者の団体もだんだん増えてきていますので、それをうまく使っていくといいのではないかと思っています。

すみません、木村委員の方に先ほどのお話を願います。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

関連してございますか。

木村臨時委員 はい。

豊田部会長 ではよろしくお願ひいたします。木村委員お願いします。

木村臨時委員 調べてみましたが、おもて年とうら年では、生産量が少ないうら年の方が価格が高いということは事実です。ただし、それでは傾向が分かりませんから、当年とその前年を平均して見ました。そのようにしてみると、生産量も下がり、価格も下がっています。つまり、今の90万トンと5年前の90万トンでは価格はかなり違います。そのようにして考えると、私は必ずしも需給によって価格が動いているのではないと思っています。

それからもう一つ、産地・生産者が果樹経営安定対策があるから、低品質のものでも送っているというような書き方をしていますが、これはむしろ加工問題の方が大きく影響していると思っています。果汁が自由化されて輸入果汁に押され、国産の加工原料果実の需要が少なくなっています。そのためやむを得ない形で消費地に送られている部分が多いと思っています。生産者の立場、産地で見ていると加工需要がなくなってきたことが生果市場も混乱させてい部分があると、最近、特に感じています。

内藤委員 1つ。

豊田部会長 ちょっと待ってください。関連しますか。

内藤委員 はい。すみません。

豊田部会長 では、内藤委員お願いします。

内藤委員 どこも落ちている中で、いちごだけは非常にいいんです。いちごの消費量というのがすごくいいんです。いちごは露地では5月のはずですが、クリスマスから出始めまして5月の露地物になるときにはほとんどない状態ですが。みかんやりんごは皮をむいてやらなければいけないけれども、いちごは一口で食べられる、非常に食べやすいという、先ほど増田委員がカットのくだものの話をなさいましたけれども、そういう感覚でいちごだけは伸びています。そういうところも考えられたらいかなと思っています。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。大段委員ですね。

大段臨時委員 これは質問になるかもわかりません。ただいま意見がございましたが、今日の論点は果樹なんですね、果実ではない。果樹の果実だと。私もちょっと疑問に思うんですけども、消費の段階になると、いちごもメロンもすいかも果実なんですね。きょうは果樹の議論をしているので、果実の需給ということになると、そういう野菜的果実も入るんですが、今

日は最初に約束ごとがきちっとできていないと話が混乱するのではないかという感じがしました。これは余計なことかもわかりませんが。

内藤委員 分かりました。混同して申し訳ありません。

大段臨時委員 それからこの中になかったのが、日本の果樹農業だけではなくて農業全体がそうでございますけれども、これから国際化はますます進むであろうと私はそう思っています。私は農業の立場ですが、進まざるを得ないだろうと。しかし、どう進んでいくのかということがどうもわかりにくい。

その中で特に、中国の動向が大変変化が激しい。かんきつ類ももう世界で第2位ですか、やがて第1位の生産国になろうとしてあるわけです。りんごもぶどうも大変な勢いで増えてあるわけでございます。その動向がなかなか見えにくいので難しいなと。しかしそうは言っても、国際化が進むと安いものが入ってくることは間違いない。そうなりますと、コストを下げるということが大変重要だなと。先ほど木村委員さんもおっしゃいました。農家の所得というのは収量かける単価でございますから。

しかし、この中にも若干あるんでございますけれども、高品質ということになるとコストが上がるんです。そのところが大変難しいと私は思います。そこで、この果樹農業の中でコストが何が一番高いのかというと、人件費なんです。人件費のことは余り触れていないわけでございますが、アメリカにしてもヨーロッパにしても、先進国は安い労働力を海外から入れて生産しています。アメリカもそうでございますし、ドイツも、ドイツは果樹は余りありませんが、フランスもそうでございます。これからそういう、人の自由化を私はすべきだと思っている。そうしないと日本の果樹農業はちょっとやっていけないと、こんな感じもしておりますし、その辺のこれから見通しというのを見通し難しいと思うんですけども、低成本にしなければならないということははっきりしている。

一方では、高品質でなければ高く売れないという問題がある。ここのところのギャップをどう整理していくのかということ。この辺が、たくさんありますけれども、大きなポイントではないかなという感じがします。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

そろそろ、区切りまして、今、全体需給の国際化にどう対応するかという観点。それから消費のカットフルーツと流通界の対応はどうなのかという点。それから生産・経営では1戸当たり果樹所得の低位性、担い手確保というのをどう考えるか。あるいは畜産と果樹との連携の問

題。需給調整では適正生産量というものをどう考えるか、くだものの価格形成に需給メカニズムはどのように作用しているのだろうか。それから関連しまして、経営安定対策における補助金の支払ということと、WTO、国際規律との関連はどうか。

こういった点が、今この資料11の検討項目に即しましてちょっと整理いたしましたが、出ておりますので、その辺ちょっと事務局からお答えいただければと思います。

果樹花き課長 それではお答えできる範囲でお答えします。

多くのものはまさにそういうことが課題として、これからご検討いただければありがたいというふうに思ってはありますけれども、事務局としてお答えできることということでお答えします。

まず、増田委員からのこういう現在の補給金、経営安定対策の交付金みたいなような話が、今後どうなるのかということでございます。これは全体の農業の問題、基本計画を見直しておられます企画部会で、品目横断的対策ということで、いろいろな作物で個々に価格補てんですか経営の支援のための制度というのはいろいろございます。

特に、畑作と水田作につきましては、非常に構造改革を早急に進めなければならないという問題がありまして、そういうものを対象にその今の制度を見直してはどうかという、要するに品目横断で、経営を単位として支援をするというふうな施策に見直してはどうだろうかという議論が始まっているところです。

ところが一方で、果樹あるいは野菜、畜産などの問題で共通いたしますのは、これはそれぞれ問題はあるにせよ、大体が専業的な農家であって、専業といいますかそれを専作して行っている農家であって、いろいろその品質の向上ですとかいろいろな創意工夫によって、収入の拡大というのができるというようなことから、少しちょっと性格が異なるのではないかということで、そういうその品目横断的対策を行っておりますものとは、ちょっと切り離して考えはどうだろうかということで、全体での議論は進んでいます。それ自身が議論の課題になっておりますのでどうなるかはわかりませんが。

そのような中で、この果樹の問題についてはどのように考えるべきかということなんですけれども、これは決して予断をもってご検討をいただくのではなく、今まざに行っています先ほどご説明しました経営安定対策が果たしてうまく機能しておるのかどうなのか。それで、もし機能していなければどういうふうな改善が必要なのか、あるいはもっと別の対策が必要なのか。これを幅広い観点から、まさに今回ご議論いただきたいなというふうに思っておりますので、その辺ご了解いただければありがいなと思っております。

それからちょっとすみません、飛んでしまいます。1つ、労働力の問題でいろいろ共通の認識があったかと思います。まさにその労働力が果樹の場合足りない。それが要するに、高コスト化に結びついていくという問題があります。外国の場合は安い労働力を入れておったりとかというのがあります。

果樹の場合、非常に必要とされる期間というのが、収穫期とか限定されておるという、そんな状況があったりとか、あるいは果樹産地というのはやはり都市近郊もありますけれども、多くはやはり人口の希薄なところだということになりますと、絶対的な労働力が足りない。こういう中でどうやって確保していくのかというのは、非常に問題であり、かつ悩ましいお話である。だからご検討お願いしますというのも大変無責任な話ではありますが、もちろんその1つの方法としては、外国の労働力を入れるとかというようなことも考えられ得る話だらうとは思います。

ただ、その場合にいろいろ技術のブーメラン効果だとか何だとかと言われてありますけれども、そんなようなことも総合的に考えて、この問題を検討していかなければならぬのかなというふうに思っています。

それともう一つ、技術の面で補えるかどうかということも、当然その視野の中には入れる必要があるのかなというふうに思います。

それからカットフルーツのお話がありましたけれども、カットフルーツを決しておぎなりに考えておるわけではありませんで、かつてはいろいろな取り組みもありましたし、私どもとしても検討しておるところなんですけれども、現実の問題からいいますと、カットフルーツで今売られていますものはほとんど輸入品が多いという状況ですので、そんな中で国産品をうまく売り込むような形で普及させていくのかという、これはまさに流通あるいは市場、小売の皆様方のお知恵を借りながら、それがうまく本当に活用できるんであれば伸ばしていく必要があるのかなというふうに考えているところであります。

豊田部会長 ちょっとすみません、一言、自給率の維持・向上と、適正生産量を調整、減らしていくこととのバランスをどうするかということが、最初にあります。

果樹花き課長 これは木村委員からのご指摘の点ですけれども、例えて言いますと、りんごの問題、適正生産量がどうであるのかということを検討する際には、片や一方で、まさに消費者に求められるものを供給しなければ、要するにオーバーフローして値段が下がるというですから、消費者に求められる形で供給するためにはどれだけの量が適正なのかと考える必要があるのではないかと思うんですけれども。それで、その消費者に求められるというのに当た

っては、やはり一方では消費拡大運動というのも必要になってくると思いますし。トータルで物事を考えないといけないのではないかなど。単純にその数量だけを縮小生産するのは困るという、もちろんそういうこともしたくない話なんですけれども、全体的に考える必要があるのではないかというふうに思っております。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

なるだけ多くの委員の方のご意見をいただきたいと思いますので、引き続き、ご発言のある方は挙手して。

では、石川委員お願ひいたします。

石川臨時委員 この検討項目の2番目の消費、消費の実態・検証に絡んで述べさせていただきます。

先ほどの説明の方にも、需要の拡大で、世代別の効果的、効率的な需要拡大という言葉がございました。その前段としては、20代、30代のくだもの離れという実態があったんですけれども、この世代はほかのものを見ても食に対する関心が大変薄いように思うんですね。

実はきのうも、私が所属しております食生活ジャーナリストの会でシンポジウムを主催しまして、そのパネラーで出てきてくださっておりました生協連の方が事例として1つ挙げていたんですが、小豆の缶詰を買った方から相談室の方に電話がかかってきて、この缶詰はどうやって開けるのでしょうかという質問だったんだそうです。つまり、逆にいえばもう缶切りを持っていない。缶切りの使い方を知らない人がいる。生協の会員ですから多分もう、そんなに若い世代ではなくて、いわゆる大人だろうと思うんですが、まだレアケースなんだけれども、そういう問い合わせが来てしまう時代なんだということだったんです。

結局実態としては、くだもの離れという事実が出てきているんですけれども、結局この世代が、食べ物の関心が薄い、これについては表示なんかもよく見ない世代なんですね。なぜなのか、どこからそういうふうになってしまったのかという調査をぜひしていただきたいなと思うんです。それはもうこのくだものだけにかかわらず、この見直しというのも10年先を見越して見直そうとしているときに、なぜ、どこからそうなってしまったのかというのがないと、もっと若い世代、今食育を一生懸命やっている世代も、上に行くに従って、今の20代、30代と似たような傾向をとってしまうのか、それとも何かその要因を与えれば、ちゃんと食生活をきちんとできるように育つのか、その辺がわかってくるのではないかなと思います。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

他に関連するあるいは関連なくても結構でございますが。はい、どうぞ。

納口臨時委員 すみません、納口でございます。

果樹農業振興基本方針についてちょっと事務局の方にお伺いしたいんですけれども、大変この中に詳細な、例えば栽培に適する自然条件に関する基準であるとか、近代的な果樹園経営の基本指針であるとか、あるいはさらに低レベルまで下りた果樹園経営の指標といったようなものが入っているんですが、ちょっと私、大変勉強不足で申し訳ないんですけれども、こういうところまでを国が決めるということの合意と申しましょうか、つまり施策あるいは政策的にここで決められたものに恐らく手当てをしていくということだと思うんですけれども、ちょっとそこが勉強不足でわからないものですから、補足していただければありがたいと思います。

ちょっと、大変詳細なこういうデータまでが基本方針に入っているということが理解しにくいのでよろしくお願いいいたします。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。畠江委員お願いいいたします。

畠江臨時委員 今と同じようなことの質問で、第5というのは、いろいろこういうことをした方がいいのではないかというような高品質のものを保つように、それから消費者に届けるまでに品質を保つような鮮度の保持方法とか貯蔵施設とか、そういうことが書いてあります。これも基本方針の中にあるということは、こういう研究を進めなさいということなんですか。

豊田部会長 どうもありがとうございます。今のは同じこの資料6の果樹農業振興基本方針の中の経営面、第5にかかわるご質問ですね。

ご意見、ご質問、いろいろ出ておりますが、それではちょっと一応区切りまして、1つ需要拡大の観点から、若者のくだもの離れをどう考えるかという非常に重要なご指摘がございました。これは4ページにております。

ただその中で、調査の手法ということで、なぜくだもの離れが起きたのかということも含めてということでございますが、これは国民栄養調査、世帯の調査ですか。調査方法として例えば、30歳を1つのライフサイクルとして合計すると、結構これが平均化して、バランスした数字にもなるんですけども、ちょっとその辺のことも含めて、どういう調査がこれから必要なのかということ。それから後半、果樹農業振興基本方針に関しますガイドライン的な第4の近代的な果樹園経営の基本指標、あるいは果実の流通と加工に関する基本的事項といったガイドライン的なものの持つ意味というものをどのように考えたらいいかといった点でございます。

ではお願ひします。

果樹花き課長 では、最初の消費の面です。先生のご指摘の点につきましては、ちょっと既にどのような既存の調査があるのかどうかも踏まえまして、もしなければいろいろどのような検討、調査をしたらいいかというのも考えさせていただければと思います。

ただ、1つ申し上げますと、恐らく先生のご指摘は、くだものに限らず食の問題全体のことをご指摘されたのかなというふうに受け取ったんですけれども、そういうことであれば、1つの動きとしてご紹介をいたしますと、食育ということが最近言われるようになりました、食育基本法をご存じだと思いますけれども、今、今度の国会で提出されようというような動きもあります。農水省全体としても食育の問題をどのように扱うのかと、法律とは切り離してやってあるところでもございますので、ちょっとそういう部局と相談をしながら、そういう問題が既存のものであるのかどうなのか、あるいは今後どうしていくのかということで考えさせていただければと思います。

それから基本方針の件でございますけれども、例えば、第3の自然条件に適する基準ということでございますが、これは果樹の場合は非常に気候条件に制約をされるという特性が他の作物に比べてより強いわけであります。要するに南限だとか北限だとかがあったりだとか、あるいは限界でなくてもいい品質の果実のものを生産するためには、こういうような条件が必要だと、そういうようなことがあります。

新たにその果樹を植栽するに当たっては、こういうような気象条件に配慮してやるべきであるというふうに、そういうことでこれに記載しております。恐らく、これ自身はそんなに変更するようなものではないとは思いますけれども、国としてそういう果樹栽培のガイドラインとして、生産者の方々にお示しをしてあるという性格のものです。

それから果樹園経営の基本指標につきましても、これは要するに近代的なというのが頭にタイトルがありますけれども、より効率的な果樹園の経営としては、目標として例えばその単収はこの程度に持つべきであるとか、あるいはその労働時間はこの程度に引き下げるような工夫をすべきであるとか。あるいは当然、機械を入れなければなりませんけれども、余りたくさん機械を導入されるということになると、それは非効率になりますので、こういう使い方でやってはどうだろうかというような、これもまたガイドラインになっております。

一部はいろいろなその補助事業などの採択要件などにもかかるような部分がありますけれども、そういうようなことであえてそこら辺のところは示しておるところでございます。

それから最後の効率的かつ安定的な果樹園経営の指標というのは、これは説明の途中で申し上げたかと思いますけれども、あくまで目標として主たる従事者が他産業と同等の所得が上げ

られるというのが、効率的・安定的な農業経営であるというふうな、国全体としての考え方方がございます。それを実現する上で、具体的にはかんきつで、どのような栽培をすればそういうことができるであろうかと、経営のモデルを示してあるということでございます。これは恐らく国は指針をつくってありますけれども、同様のものが県の段階でも、県の実情を踏まえた県版のものができており、それがさらに市町村というふうにあります。

そういう指導のための指針であったりとか、あるいはいろいろ経営支援をするための1つの手がかりになるというような形で使われているということでございます。

それから流通加工の合理化についてのご質問ですけれども、これは研究云々というよりは、これはもう5年前のこの段階でこういう方向でやるべきであるということで、むしろ積極的な施策の方向ということで、これはもちろん国が役割の部分もありますけれども、産地、生産者、都道府県あるいはその関係団体も含めて、こういう取り組みをやっていきましょうという姿勢を示したもので、現実にそのような方向に進んであるものであるというふうに考えてあります。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

大分時間が押し詰まってまいりましたが、ほかに委員の方からご意見ございますか。

それでは、先に手を挙げられた徳田委員それから古野委員、その順番でお願いいたします。

徳田委員 徳田です。

私は特に、先ほど議論になりましたその需給調整と絡んでの生産と価格ということについて若干意見を述べたいと思うんですけれども、先ほど木村委員がおっしゃったように、今単純に生産量が価格に反映する状況ではないというのは、私もそう思います。

それは特に単年度で見たときの生産量というのは当然、価格に反映する重要なファクターなんですけれども、実態を見るとどうも最近は品質とか、また果実の場合、気候条件がきわめて消費に影響するとか、経済状況も非常に大きいという状況があるんだろうと思います。

そういう中で、今後の需給調整を検討する場合に、今までややもするとその生産量という中だけで考えようとしていましたけれども、これはやはりもう少し広いファクターで、いわばその果実における需給調整は実際どの程度まで可能であるかという、いわば言ってしまえばそういうところも含めて、需給調整・経営安定対策というのもやはり今後考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

それと絡んで、もう一つの生産面についてですけれども、最近特に果樹産地を幾つか回ってみますと、非常にやはりこれはほかの農業も同様ですけれども高齢化が進んでおります。特に

議論にもありますように、果樹の場合、労働集約性が極めて高いという意味で、この労働力の弱体化というのはほかの農業以上に深刻で、これは当面はともかく5年、10年をにらんだときに、果たしてどの程度の生産が個々にされるのかというのは極めて問題なのではないかと。今まででは言ってしまえば消費に合わせて、誤解も招くかもしれないですが、いわばいかに減らすか的な発想というのがどうしてもあったと思うんですけれども、これは今後については今までいいた場合に、果たして需要を満たす生産がどこまで担えるのかという視点が、今の段階では、十分に検討すべき課題なので、本格的な計画出荷すべきかどうかというのも含めて、産地の実態とを見直すことが、特に今回は必要ではないかというふうに感じます。

豊田部会長 お願いいたします。

古野臨時委員 古野と申します。私は果樹農家、生産者としてここにいるわけですけれども、こうして皆さん、お偉い先生方のご意見をいただきて、果樹農家の農業振興方針を決めていただくということなんですけれども、先ほど納口先生がおっしゃられたように、何か農家としてはちょっと納得いかないところがあつたりもします。

それで、本当に農家の実態というものをきちんとわかった上で、皆さんにこういうご議論をしていただきたいと思うのが本当本音だと思いますけれども。今農家は、先ほど所得の問題も出ていましたけれども、年齢の問題とかいろいろな問題がありまして、本当、皆さんのが想像している以上に深刻です。

その点、需給調整とかということも一生懸命やるんですけども、それが一生懸命やっていいる私たちグループというか、そこら辺が割に合わない、それを守っていない系統農協ではなくて、それ以外のところがいい思いをしているとかという何か不条理なところもあります。そういういろいろな問題が農家にはありますて本当は大変な時代になっているんですけども、そこら辺の農家の実態をもっと隅々までご議論いただきまして、皆さんにいい方針を策定していただきたいなと思います。

よろしくお願いいたします。

豊田部会長 それではほかに、今のところで何かございますか。

それでは今の点について事務局の方から。ひとつよろしくお願ひします。

果樹花き課長 わかりました。

需給調整のお話、徳田先生からの件でございます。需給調整は決して数量の割り当てとかというような観点だけで行ってるものではなくて、需給調整は生産調整と出荷調整に分けられますけれども、出荷の面ではこれは団体が中心になりますて、例えば、みかんでしたらこの何

月は糖度何度以上のものを出荷しましょうとか、品質的な問題ですとか、出荷時期の問題ですか、先ほど木村委員からご指摘はありましたが、低価格のものは出荷しないようにとか、出荷に対してもきめ細かな対策、指導を行なながら、需給調整全体をやってあるという状況です。ただ、もちろんそういう中にあって今後どうあるべきかという観点はぜひ、ご議論いただければというふうに思っております。

それから古野委員からのご指摘がありました点は、よくよくその点、そういうようなことを考えていきたいと思っております。

ただ一つだけ、もし仮にみかんのことであっしゃっておられるのであれば、需給調整が一生懸命やっていない人の何かメリットになってしまっているのではないかという点に絞って申し上げますと、若干その取り組みの中でこうしてもらいたいなと思っておりますのは、現在、生産量を配分をするという段階では、国は全く関与しておりませんで、生産者団体が自主的にやる仕組みになっています。従って、そういう意欲のある人たちがたくさん出荷できるような配分というのが、県の中あるいはその選果場の単位の中で本当はできるはずなんです。ただ、それがなかなかうまくいっていないというような側面があるのではないかというふうに思っています。

そんなようなことも含めて、需給調整のあり方についてご検討をいただければありがたいということで、またそれ以外にもご意見があれば賜りたいと思っております。

以上です。

豊田部会長 予定した時間がかなり迫ってますが、あと委員の方からご意見があれば、いかがでしょうか、挙手していただいてご意見がある方がいればもう少し時間を延長するいうことも考えさせていただきますが、いかがでしょうか。

浅沼委員お一人ですか。では、どうぞよろしくお願ひします。

浅沼委員 浅沼でございますけれども、これから平成27年に向けて、どれだけの需要量があるのかということを検討していくんだろうと思うんですが、特に国産品の今後の生産というものを考えた場合、やはり生果をどれくらい需要があるのかというのを的確にとらえるというのは非常に大切になってくると思うんですけれども。現状では先ほどからのお話がありましたように、消費量は減少の一途をたどっていると。

私、個人的に過去30年間の家計調査における世帯主の年齢別の数字の動きを見てみたんですが、全体では平均で10キロぐらい、年間の生果の摂取量が減っているんですが、20歳代の世帯主では何と5分の1に減っていると。30歳代については3分の1、40歳代については2分の1

というような状況でございまして、これに何とか歯止めをかけていかないと、自給率の向上ということはとても考えられる状況ではなくて、一方的に供給量を減らしていかなければいけないということになりかねないということでございますので、その需要の拡大という点につきましても、ぜひ力を入れて今後検討していただきたいと思われます。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

梶浦臨時委員 全然違うことですけれども。

豊田部会長 では、2回目ですけれども、梶浦委員。

梶浦臨時委員 果樹農業振興で、実は一番恐れているのは、かんきつのグリーニング病です。これをつくった平成11年のころは、まだ沖縄本島でも問題になっていたり、発生していたが黙っていたというまずい点があります。今や、奄美本島の隣の喜界島までグリーニング病が北上してしまいました。これがもし温暖化に伴って、九州、四国に上がったならば、グリーニング病で愛媛県のみかん農業はつぶれることになります。

何かここら辺もその基本方針の中に、あと10年先ですから。温度はどんどん上がってきていますし、我々研究陣は総力を挙げて今やっているところなんですが、目標なんか立てたって吹っ飛んでしまう可能性があります。沖縄のシークワーサー産業はもうだめだらうと僕は思っています。そんなことも、検疫とか防疫とか、行政、生産者一丸となって食い止めるというよう、そういう視点をどこかに入れておいていただけるといいと思いますし、数量なんかについても、そういう不確定要素があるよというようなことも必要なではないかなと思いました。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

内藤委員 すみません、グリーニング病とは何なんでしょうか、どんな病気なんでしょうか。

梶浦臨時委員 東南アジアが原産なんですけれども、細菌病なんです。それで、ミカンキジラミという小さなウンカみたいな虫が媒介して、みかんの若い芽や枝のところに卵を産むんですが、そうすると全身に回って、大体、かかったら2年後ぐらいに木が枯れるんです。このため、東南アジアのかんきつ産業、タイのかんきつ産業はぼろぼろになってきました。新しい、かかっていないのを植えても、四、五年たつと大体またかかりますから、枯れてしまうんです。沖縄のシークワーサーなんかも、2年前まではシークワーサーをおばあさんがつまんでいた圃場も、この間見に行ったら全部枯れてなくなっていました。

それほど怖い、みかんのエイズと言われています。

内藤委員 ミバエのときは大分騒がれて、私たちもよく知っていたのですが、全然、知りま

せんでした。今初めて聞きました。

梶浦臨時委員 防除には農薬をまくしかないんですが、今、ヤンバルクイナの森に農薬を沢山撒いたら自然破壊ですからできないんです。木を切るしかないんです。

ところが、沖縄はヤンバルの森にハブがいますから切りに行けない。また、柑橘野生種にもかかります。今、鹿児島県は奄美と種子島だと、あそこら辺に上陸したら大変なので、上陸地ではみかんの木を全部切っています。

豊田部会長 大体議論がどうも出尽くしたような感じもございますが、最後にお一人ぐらい、何かご意見がございましたらいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今大変広範囲にわたるご意見を、消費から生産、需給、病虫害といった大変広範囲にわたるご意見をいただきましたので、これらを検討項目に反映するという形で議論を進めていくということにしたいと思います。

今後の部会及び小委員会でのご議論を踏まえまして、この検討項目、資料11が、変わり得るということをあらかじめご了承いただきまして、本日皆様方からいただいた大変貴重なご意見を踏まえた内容の修正等については部会長一任ということで、これよろしいでしょうか。

それで、改めて整理した検討項目につきましては、後日事務局より皆様方にお知らせするということとしています。

続きまして、今後の検討スケジュールについて、これは非常に重要なことでございますので、この1年間どのように基本方針策定を進めていくかということについてご説明いただきたいと思います。

果樹花き課長 それでは資料12と13につきましてご説明をさせていただきます。

まず右の方をごらんいただきたいんですが、これは全体の食料・農業・農村基本計画の検討のスケジュールでございます。現在企画部会で議論をされておりまして、括弧の中に書いてありますとおり、とりあえず夏までに品目横断的政策への転換、先ほどちょっと途中でご説明しました。それと としまして、担い手の育成をどのようにしていくのかということで、そのためにはその農地の集積というのが必要になってまいります、あるいはその流動化というのが必要になってまいります。そういう農地改革の問題、それと環境資源の保全対策の確立、この3つを重点的に議論をするという形になっております。

従いまして、果樹の部会におきましても、先ほどの小委員会につきまして、こういう議論を受けた形で4月からスタートいたしまして、月に1回程度このように議論を行ってはどうか、かつ小委員会行ってはどうかというふうに考えてあります。

それから夏に中間の論点整理ということが、全体の審議会の方で行われますので、それに合わせた形で、果樹部会で議論をお願いしたい。それから秋にまた右の方に企画部会で、基本計画の計画の構成ですとか、あるいは自給率目標、それから施策改革全体について議論をすることになります。これを受けまして、果樹の方でも同様な形で小委員会を必要に応じて開催をしていきたい。それから、年末に1回論点を整理をするということですので、果樹部会を開催いただきまして、また同じような形で論点整理をお願いをしたいと。

それから最終的には、年度末に基本方針策定のご答申をいただきたいというふうに考えております。

資料13でございますけれども、当面の夏に向けてのスケジュールでございます。同じく右の方では、食料・農業・農村基本計画のスケジュールが書かれております。これを受ける形で4月から産地・経営小委員会ではまず、生産・経営の実態と検証、それから5月に需給調整対策の実態と検証。それから6月に生産対策・経営支援対策のあり方についてのご検討。7月に小委員会としての中間論点整理というところでやっていただいてはどうだろうかと。

需給小委員会につきましては、4月に消費の実態と検証。5月は流通・加工の実態と検証。6月は消費拡大対策・流通・加工対策のあり方。7月が中間論点整理。これを受けまして、果樹部会では7月、8月にご議論をいただき、中間論点整理をお願いしてはどうだろうかというふうに考えているところであります。

豊田部会長 今ございました策定までのスケジュールでございますが、今ご紹介のような企画部会等の議論の状況等によりまして、かなり変わる可能性もございますが、今のところご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、スケジュールはそういうことでご了承していただいたということで、当面このスケジュールに基づきまして果樹部会及び小委員会を開催していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、具体的な開催にかかる日程調整につきましては、後日、事務局より連絡があると思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それから本日の最後の議題になりましたが、小委員会の委員構成でございますが、先ほどご了承いただいた資料8の小委員会の設置規定というものがございます。これはお手元のこの資料8で、小委員会の小委員長につきましては、部会長指名ということにいたしましたので、従いましてこの資料14、こちらで案としてその小委員会の構成を用意しております。小委員会の委員構成を読み上げる中での指名にかえさせていただきます。よろしいでしょうか。

まず、産地・経営小委員会につきましては、生産・経営を中心にご議論していただくということでございますので、構成委員につきましては、生産サイドで専門的な知見を有する方としまして、この資料14にございます浅沼委員、岩垣委員、岩崎委員、桂委員、金光委員、北口委員、志村委員、中安委員をご指名するとともに、中でも前回の基本方針策定でも作業部会長をご担当されました志村委員に小委員長としてご指名したいと思います。

それからまた、需給小委員会につきましては、需給見通しのほか、消費・流通・加工等、多岐にわたることから、それぞれのサイドで知見を有する方といたしまして、浅沼委員、江郷委員、梶川委員、川端委員、小杉委員、徳田委員、内藤委員、林委員、三原委員をご指名するとともに、中でも幅広いご見識をお持ちの徳田委員に小委員長を指名させていただきたいと思います。

なお、小委員会におきましては、必要に応じて部会に報告をしていただくこともございますが、ご出席にならない臨時委員の方のこともございますので、必要に応じて私が出席したいと、特に第1回の立ち上げの2つの小委員会に関しましては、私が出席したいというふうに考えてありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは小委員長の志村委員、徳田委員の順でごあいさつをお願いいたします。

志村委員 ただいま産地・経営小委員会の委員長のご指名を受けました志村でございます。先ほどからの議論を聞いておりまして、大変いろいろな難問が控えておりますので、この検討委員会、あるいは皆様方のご協力でひとつ議題をスムーズに検討して、よき案を得たいというふうに思っておりますので、皆さんよろしくお願ひをいたします。

徳田委員 今、需給小委員会の委員長を仰せつかりました徳田でございます。会議をする中で、きょうの議論の中でも特に消費の問題というのは非常に大きな問題として挙げられていました。この問題は相当広い、多岐にわたった検討が必要だと思いますので、各委員の皆様のご協力のもとに、検討を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

豊田部会長 どうもありがとうございました。それではよろしくお願ひいたします。

本日は非常に長時間にわたるご議論について、大変お疲れ様でございました。皆様のご協力を得まして、活発な討議ができたのではないかと思っております。

それでは本部会で審議いただく事項、本日の事項は終了いたしましたので、進行役を事務局にお返しいたします。

果樹花き課長 部会長からもお話をございましたとおり、本日は大変ご多忙の中、長時間にわたりますご議論に対しましてまことにありがとうございました。本日を含めまして、今後の

ご議論が今後の果樹農業の将来を示すものだということでございますので、今後ともぜひぜひよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日の部会の概要につきましては、部会長にご確認をいただいた上で、来週農林水産省のホームページにおきまして掲載させていただくことを予定しておりますので、またご了承いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時34分 開会